

No 173

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| 事務事業名 | 寿商品券等贈呈 | 開始年度 平成 9 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ② 心豊かに充実した生活の支援 | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 高齢者に敬意を表し、長寿と健康をお祝いするため、寿商品券(区内共通商品券)を贈呈します。 また、100歳以上の区民へ記念品・花束を贈呈します。 |
| 事業の対象 | 9月15日現在、区内に住所を有する70歳(古希)、77歳(喜寿)、80歳(傘寿)、88歳(米寿)、90歳(卒寿)、99歳(白寿)、100歳以上の区民 |
| 事業の概要 | 8月中旬から敬老の日にかけて民生委員・児童委員等が本人に直接届けます。 贈呈額(区内共通商品券) ・70歳(古希)・・・5千円 ・77歳(喜寿)・・・1万円 ・80歳(傘寿)・・・1万5千円 ・88歳(米寿)・・・2万円 ・90歳(卒寿)・・・2万5千円 ・99歳(白寿)・・・3万円 ・100歳以上・・・記念品・花束 |
| 根拠法令 | 港区寿商品券等贈呈要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------|-------|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 贈呈数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 6,035 | 5,723 | 94.8% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 5,975 | 5,679 | 95.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 7,261 | — | — | 平成29年度 | | — | — | 平成29年度 | | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | お祝いを楽しみにすることで、高齢者の心豊かに充実した生活の支援に貢献しています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 77,190 | 77,190 | 0 | 0 | 0 | 0 | -120 | 0 | 77,070 | 72,583 | 94% |
| 平成28年度 | 77,617 | 77,617 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 77,617 | 72,943 | 94% |
| 平成29年度 | 86,617 | 86,617 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 民生委員・児童委員(77・80・88・90歳及び100歳以上)、いきいきプラザ職員(70歳)、各地区総合支所の管理職等(99歳)が直接自宅を訪問し進呈することで、発送等の経費が削減できていますが、高齢者の増加に伴い予算も増加しており、実施方法についてより工夫が必要です。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 1年を通して、対象年齢の問合せが多く、区民から非常に期待されていますが、一部地域で商品券の取扱い店が少ないなどのご意見があります。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 「区市町村における高齢者施策一覧の敬老祝金品の贈呈状況(平成28年度)」によると、対象者や贈呈する金品は違いますが、港区も含め東京都61区市町村(特別区は他22区)で同様の事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 高齢者に敬意を表す事業として必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 現在、区内共通商品券の取扱い店が比較的少ない地域もあり、より多くの店舗で利用が可能となるよう要望が出されています。また、配布時の民生委員・児童委員一人あたりの訪問数が増加しているため、実施手法の検討が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 民生委員・児童委員の負担軽減について、実施方法などを検討していきます。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者に敬意を表すとともに感謝の意を現すものとして必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、多くの高齢者に喜ばれています。また、民生委員・児童委員等が直接手渡しお祝いをすると同時に、安否確認にも役に立っています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 高齢者が自由に必要なものを購入できるほか、港区の商工振興の活性化につながっています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|---|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 寿商品券(区内共通商品券)の贈呈は、本事業の目的に合致しています。 高齢者人口の増加に伴い、現在一人ひとり手渡ししている配付方法等の検討が必要です。 |
|---|---|

No 174

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 老人保健福祉月間事業 | 開始年度 | 昭和 41 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ② 心豊かに充実した生活の支援 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | <p>○長寿を祝う集い 区内在住の75歳以上の高齢者を対象に、その長寿と健康をお祝います。</p> <p>○みなとほほえみ月間 高齢者のいきがいや外出機会の確保のため、区内民間事業者やボランティア団体等の協力を得て様々な行事を行い、高齢者が自らの生活向上に努める意欲を促します。</p> |
| 事業の対象 | <p>○長寿を祝う集い 9月15日現在、75歳以上の区民</p> <p>○みなとほほえみ月間 60歳以上の区民</p> |
| 事業の概要 | <p>○長寿を祝う集い 「敬老の日」の前後に長寿を祝う集いを開催します。式典のほか、芸能人、老人クラブ会員による演芸を行っています。</p> <p>○みなとほほえみ月間 区内民間事業者やミュージアムネットワーク等の協力による各種事業を実施しています。 【実施事業】 ・ミュージアム巡り・みなとほほえみコンサート・観劇特別割引鑑賞・東京国際映画祭プレイベント招待</p> |
| 根拠法令 | 老人福祉法 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------|-------|--------|--------|-----------------|-----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 長寿を祝う集い参加者数 | | | 指標2 | みなとほほえみ月間事業参加者数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 4,000 | 3,194 | 79.9% | 平成27年度 | 440 | 352 | 80.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 3,800 | 2,767 | 72.8% | 平成28年度 | 440 | 258 | 58.6% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 3,200 | — | — | 平成29年度 | 350 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 事業を開催することにより、外出機会の確保や学びなどを通じた生きがいづくりに役立っています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 11,070 | 11,070 | 0 | 0 | 0 | 0 | -129 | 0 | 10,941 | 10,316 | 94% |
| 平成28年度 | 11,322 | 11,322 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 11,322 | 10,576 | 93% |
| 平成29年度 | 10,950 | 10,950 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 区内民間事業者やボランティア団体、いきいきプラザ職員等の協力により、様々な行事の運営を行うことで、経費の削減となっています。 さらに、企業のCSR等による協力を得て、公費負担を増やすことなく、より多くの区民が参加できるよう検討していきます。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 高齢者のニーズも多種多様化しており、各事業の催しを決める際、幅広いジャンルから選んでほしいとの要望があります。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 対象年齢に違いはありますが、他22区でも、長寿の集いや演芸、コンサートなど同様の事業が実施されています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 老人福祉法第5条の「老人の日」及び「老人週間」に基づく事業です。同様な敬老行事が、全国の各自治体で実施されています。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 高齢者の社会参加の促進を図るため、幅広いジャンルから催し物を選ぶとともに、多くの区民が参加しやすい日時等を検討する必要があります。 また、港区内の豊富な文化芸術施策やボランティア団体、いきいきプラザ等の協力を得るため、関係機関が集まる各種連絡会・会議に参加するなどして、事業の周知を図り、より多くの区民に参加してもらえるよう検討していきます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | アンケートなどにより、参加者から意見・要望を聴取するとともに、民間事業者やボランティア団体のさらなる協力を得て、催事メニューの充実を図ります。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者の増加に伴い、今後も、区として敬老行事を実施する必要性があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 事業に対する区民の期待も大きく、外出の機会の確保や心豊かに充実した生活の支援に効果があります。 |
| ③ 効率性 | 4 | 長寿を祝う集いについては、各地区総合支所ごとに地域を分け2部制にすることで、会場の混雑を防ぐとともにイベントを効率よく運営しています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 外出機会の確保は、高齢者の人生をより一層豊かにするとともに、学びやスポーツを通じた生きがいづくり等の機会の充実に役立っています。自己の生活向上の意欲を促していくためには、引き続き継続が必要です。 |
|---|---|

No 175

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 生活機能評価事業 | 開始年度 | 平成 20 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課介護予防推進係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ③ 健康で自立した生活の支援 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 要介護状態になるおそれの高い虚弱な状態であると認められる65歳以上の人の早期発見を図り、介護予防事業へつなげることで要介護状態等になることを予防します。 |
| 事業の対象 | 介護保険の要介護・要支援認定を受けていない65歳以上の人 |
| 事業の概要 | 区が実施する健康診査・各種がん検診等の機会を活用し、基本チェックリストを用いて日常生活で必要となる生活機能の確認を行います。 |
| 根拠法令 | 介護保険法、港区地域支援事業実施要綱、港区生活機能評価事業実施要領 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------|--------|--------|--------|------------|-------|--------|-------------|---------------|-------|--------|
| 指標 | 指標1 | 生活機能評価受診者数 | | | 指標2 | 介護予防事業対象者数 | | | 指標3 (参考) | 基本チェックリスト実施者数 | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 14,000 | 13,867 | 99.1% | 平成27年度 | 3,500 | 4,630 | 132.3% | 平成27年度 | 6,000 | 6,785 | 113.1% |
| | 平成28年度 | 14,000 | 13,658 | 97.6% | 平成28年度 | 2,000 | 1,851 | 92.6% | 平成28年度 | — | — | — |
| 平成29年度 | 14,000 | — | — | 平成29年度 | 2,000 | — | — | 平成29年度 | — | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>健康診査等受診者数のうち、生活機能評価を受診した人（基本チェックリスト実施者）は、平成28年度13,658人となっています。そのうち評価の結果、生活機能の低下がみとめられ介護予防事業への参加が望ましいと判断された人（介護予防事業対象者）は1,851人となっています。</p> <p>※平成27年度までは二次予防事業対象者把握事業として、各いきいきプラザが開催するイベントや区民まつり、高齢者相談センター等でも基本チェックリストを実施していたため、（指標3）はその実施者数、（指標2）には基本チェックリストの結果介護予防事業対象者と判断された人の数も含んでいます。平成28年度から、介護予防・日常生活支援総合事業対象者の確認として実施しているため、生活機能評価事業からは除いています。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|----|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 20,159 | 20,159 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,159 | 19,820 | 98% |
| 平成28年度 | 20,053 | 20,053 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 20,053 | 19,510 | 97% |
| 平成29年度 | 21,140 | 21,140 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 本事業は、単独で実施するのではなく、区が実施する健康診査等の機会を活用することで、より効果的に介護予防事業への参加を促しています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 高齢者人口が増加していく中、これまでの事業実績（指標2）からみてとれるとおり、介護予防事業対象者数は年々増えていることから、今後も生活機能の低下がみられる高齢者が増えていくことが予想されます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 「基本チェックリスト」は厚生労働省の通知に基づくもので、他自治体でも活用されている状況です。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 区は、高齢者が要介護状態に陥ることなく、健康でいきいきと自立した生活を送りつづけることができるよう、より多くの区民の介護予防事業への参加を促し、介護予防の普及・啓発を図っていくことが重要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 生活機能評価の結果を活用してより効果的に介護予防事業につなげていくことができるよう更なる工夫を図っていく必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 生活機能評価を実施している港区医師会を始めとし、介護予防総合センターやいきいきプラザ、高齢者相談センター等と連携して、生活機能評価の結果の活用策について、引き続き検討していきます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者が要介護状態となることを防ぐためには、生活機能の低下を早期発見し、介護予防事業への参加へつなげる必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 健康診査等と同時に実施することにより、医師から直接健康に関する助言や個々の身体状況に合った介護予防事業の紹介を受けることができます。 |
| ③ 効率性 | 4 | 健康診査等と同時に実施することにより、より多くの介護予防事業対象者を発見し、事業へつなげることができます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|-------------------------|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送りつづけることができるよう支援していくためには、生活機能の低下を早期に発見し、生活機能の改善に役立つ適切な情報を提供するとともに、区が実施する介護予防事業への参加を促していくことが重要と考えます。</p> <p>本事業は、健康診査等と同時に実施しており、医師から直接個々の状況にあった助言、介護予防事業の紹介を受けることができることから、介護予防の普及・啓発に寄与しているものと考えます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> |

No 176

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者単身世帯実態調査 | 開始年度 | 昭和 57 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 区内のひとり暮らし高齢者の実態を調査し、区および民生委員・児童委員、消防がひとり暮らし高齢者の緊急連絡先等を把握することによって、本人の緊急時などに備えます。また、区における高齢者施策の基礎資料とします。 |
| 事業の対象 | 満65歳以上（平成29年度調査では生年月日が、昭和27年4月1日以前の人）の住民基本台帳上単身世帯のもの |
| 事業の概要 | 昭和57年から毎年、区内の単身世帯（65歳以上）高齢者の実態を調査しています。3年に一度、住民基本台帳上単身世帯（65歳以上）全員を調査対象とした全数調査を行い、全数調査の結果をベースに、続く2年度間の調査を行います。 【調査内容】 同居親族の有無、本人の電話番号、緊急連絡先の名前・電話番号の記入及び聞き取り 【調査方法】 65歳以上70歳未満 郵送調査（各総合支所から郵送）、70歳以上 訪問調査（民生委員・児童委員） ※特養・ケアハウス等居住者は単身世帯であっても、施設職員による見守りを受けているため、特定住所として訪問調査実施時には調査対象外としています。 |
| 根拠法令 | |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | ひとり暮らしと確認できた高齢者数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
|-------------------|--|------------------|-------|-------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 7,433 | 6,904 | 92.9% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 7,048 | 6,708 | 95.2% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 6,865 | — | — | 平成29年度 | | — | — | 平成29年度 | | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 住民基本台帳上単身世帯（世帯員が1人）であっても、実質的な同居者や同一の建物、近隣等に3親等以内の親族が住んでいるなど実態調査を行うことによって、実質的なひとり暮らし高齢者を把握し、緊急時の対応や災害時などの対応に役立てています。 ※指標にある当初予定数には、住民基本台帳上単身世帯の人のうち、実際にひとり暮らしをしている人を前年度の実績により想定した人数を記入しています。 ※実績には、調査の結果、実際にひとり暮らしと把握出来た人数を記入しています。 | | | | | | | | | | | |

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 693 | 693 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 693 | 613 | 88% |
| 平成28年度 | 716 | 716 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 716 | 607 | 85% |
| 平成29年度 | 1,319 | 1,319 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 70歳以上については、民生委員・児童委員が直接自宅を訪問することにより郵送料等の経費が削減されています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 港区の65歳以上の高齢者人口は、平成29年1月1日現在の43,155人から、平成39年1月1日には48,584人になると推計されています(港区政策創造研究所「港区人口推計」)。高齢者人口の増加に伴い、単身世帯も増加することが見込まれており、実態把握が必要とされています。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 他自治体でも同様の事業を行っています。 中央区(ひとり暮らし高齢者等調査) 大田区(ひとり暮らし高齢者一斉調査) |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 区が民生委員・児童委員の協力を得て事業を実施することで、地域での見守りにつながるとともに、調査対象者の信頼感・安心感につながっており、区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 高齢者人口の増加に伴い調査対象世帯も増加し、民生委員・児童委員1人当たりの訪問対象者数も増加しています。一方、65歳を超えても就労している人も多いことや、調査に対する回答も任意としているため、訪問調査に行っても会えない、調査にに応じてくれない区民も多くなってきています。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 民生委員・児童委員から意見聴取するなどし、調査の際の負担を軽減できるよう実施方法について検討していきます。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 高齢者人口の増加に伴い、一人暮らし高齢者の増加も見込まれ、今後ますます地域での見守りや支え合う体制が必要です。また、高齢者施策の基礎資料として活用する上でも本事業の継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 本事業は、高齢者施策の達成に役立っています。なお、調査に対する回答は任意としているため、調査拒否者に対しての実態については、把握できていません。 |
| ③ 効率性 | 4 | 事業の実施体制や経費負担は妥当ですが、対象者の増加に伴い、今後、調査方法の見直しが必要です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|---|--|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 高齢者人口の増加が見込まれる中で、一人暮らし高齢者の実態を把握するとともに、民生委員・児童委員をはじめとした地域における見守りや支え合いの体制整備に向け、今後も継続して実施する必要があります。 |
|---|--|

No 177

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 認知症高齢者介護家族支援事業 | 開始年度 | 平成 23 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 認知症高齢者（認知症の疑いのある者を含む。）を介護する者に休養が必要と認められる場合又は認知症高齢者を緊急に保護する必要が生じた場合に、ありすの杜きこの南麻布において、短期入所生活介護と同等の介護サービスを提供し、介護する家族等の負担を軽減するとともに認知症高齢者の在宅生活の維持継続を図ることを目的とします。 |
| 事業の対象 | （１）区内に住所を有する認知症高齢者で、その者を介護する家族等の介護者が休養する必要があると認められるもの （２）認知症高齢者で、次のいずれかに該当するもの ①区内に住所を有し、家族からの虐待又は放置のおそれがあると認められる者 ②区内に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった者 ③認知症によるはいかい等により区内で地域包括支援センター等に保護された者 ④老人福祉法第10条の4第1項第3号の規定に該当する者 |
| 事業の概要 | 事業の1回の利用期間は、7日以内（最長14日まで利用可）です。 利用を希望する認知症高齢者及びその家族等は、申請書を区長に提出し、利用の申請を受けたとき又は緊急に保護が必要と認めるときは、速やかに該当するか否かを審査の上利用の可否を決定し、利用決定通知書により申請者等に通知し、利用が開始となります。 利用者の施設への移送は、原則として申請者等が行います。また、利用者は、宿泊費5,000円、食事代1,600円、紙おむつなど生活用品等の実費を負担します。 |
| 根拠法令 | 港区認知症高齢者介護家族支援事業実施要綱（平成23年3月31日付22港保高第1643号） |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------|----|--------|--------|-------|----|-------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 延利用者数 | | | 指標2 | 延利用日数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 12 | 12 | 100.0% | 平成27年度 | 100 | 66 | 66.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 12 | 10 | 83.3% | 平成28年度 | 100 | 91 | 91.0% | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 12 | — | — | 平成29年度 | 100 | — | — | 平成29年度 | | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 認知症高齢者を介護する家族等の負担を軽減することを目的とした家族支援事業であり、認知症高齢者の介護家族の緊急時の受け皿として、また認知症高齢者の在宅生活を支える事業として機能しています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|-------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 6,980 | 6,980 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,980 | 6,810 | 98% |
| 平成28年度 | 9,236 | 9,236 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9,236 | 9,191 | 100% |
| 平成29年度 | 9,236 | 9,236 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | 前年度実績に基づいた予算計上としており、高齢者緊急一時保護事業と連携して実施しています。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 固定経費である職員確保料については適正であり、出来高払いであるベッド確保料についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると見込まれるなか、介護を行う家族への支援事業は需要が多くなると見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 他自治体：未実施、類似事業有：高齢者緊急一時保護事業（対象：医療行為を伴わない要支援・要介護高齢者） |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 仕事や子育てなどと介護を両立するためのワーク・ライフ・バランスの推進のために、認知症高齢者を介護する家族の支援を行う制度が他にないことから、区が実施することは妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 認知症高齢者を介護する家族への支援を行うことにより、認知症高齢者の在宅生活の限界点を引き上げ、在宅介護の継続が可能となっています。 平成28年度に引き続き、本事業を実施する施設（ありすの杜きのこ南麻布）で高齢者緊急一時保護事業もあわせて実施することから、在宅支援係と連携を取りながら、円滑な施設の利用について体制を強化することが課題です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図ります。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 認知症高齢者の在宅生活を支援するためには、介護する家族等の疲弊を防止することが必要であることから、介護家族を支援する事業として継続していく必要があります。 |
| ② 効果性 | 5 | 認知症高齢者を介護する家族支援としては効果的に機能しており、在宅介護の継続につながっています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 事業実施の手法等を見直し、平成28年度から本事業の実施設（ありすの杜きのこ南麻布）において本事業における空床を利用して類似事業（高齢者緊急一時保護事業など）を実施しており、さらに事業実施の効率化を図っています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|---|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | | | | |

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 認知症高齢者を介護する家族の休息を目的とした制度が他になく、需要の増加も見込まれているため、緊急時の受け皿として事業継続の必要性が高いと考えられます。 高齢者緊急一時保護事業などの類似事業と連携し、高齢者相談センターの協力も得ながら、引き続き認知症高齢者の効果的な介護家族支援を図ります。 |
|---|---|

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|---------|
| 事務事業名 | 高齢者緊急通報システム | 開始年度 | 平成 元 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | <p><高齢者緊急通報システム（消防庁方式）> 高齢者が家庭内で急病などの緊急事態に陥ったとき、無線発報器を用いて、東京消防庁に通報することにより、地域の協力を得て救助を行い、高齢者の安全を確保します。</p> <p><事業者方式緊急通報システム> 高齢者が家庭内で病気や火災などの救急事態に陥ったとき、または一定時間トイレ等の利用がない場合に、専門の警備員が出動して、安否の確認、救助等を行って高齢者の安全を確保します。</p> |
| 事業の対象 | 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯の人 |
| 事業の概要 | <p><高齢者緊急通報システム（消防庁方式）> （平成28年度末設置台数5台） 費用：無料 設置する機器：主装置、救急ペンダント その他：鍵を預ける協力員の登録が必要です。 申込み：協力員の確保が困難等のため平成13年4月以降の新規申し込みを受け付けていません。 （機器の入替時等に、順次、事業者方式緊急通報システムに移行しています。）</p> <p><事業者方式緊急通報システム> （平成28年度末設置台数 1,157台） 費用：月額400円（生活保護受給者及び住民税非課税者は無料） 区負担割合：6/7（生活保護受給者及び住民税非課税者は10/10） 申込み：各総合支所区民課保健福祉係 各高齢者相談センター（地域包括支援センター） 設置する機器：主装置、救急ペンダント、火災センサー、開閉センサー その他：利用者は鍵を事業者に預ける必要があります。</p> |
| 根拠法令 | 港区高齢者緊急通報システム事業運営要綱 港区事業者方式緊急通報システム事業運営要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------------------|-------|--------|--------|--------------------|-----|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標 | 指標1 | 事業者方式緊急通報システム設置数 | | | 指標2 | 事業者方式緊急通報システム新規設置数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 1,160 | 1,148 | 99.0% | 平成27年度 | 200 | 203 | 101.5% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 1,128 | 1,157 | 102.6% | 平成28年度 | 200 | 147 | 73.5% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 1,256 | — | — | 平成29年度 | 200 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 緊急通報システムを設置することにより、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の安否確認ができるとともに、緊急時には警備員、消防署員による救助活動が行うことができ、安心・安全に役立っています。平成28年度の事業者の出動回数合計は1,074回で、そのうち83件について救助活動等を行っています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|--------|----|-----|-------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 39,539 | 17,140 | 0 | 22,399 | 0 | 0 | 4,093 | 0 | 43,632 | 42,527 | 97% |
| 平成28年度 | 38,317 | 13,029 | 0 | 25,288 | 0 | 0 | -177 | 0 | 38,140 | 37,928 | 99% |
| 平成29年度 | 43,232 | 15,770 | 0 | 27,462 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 本事業は東京都包括補助金を活用して運営しています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 事業者方式緊急通報システムは事業者に鍵を預ける必要があります。このことに抵抗を感じる高齢者がいるため、鍵を預けないシステムの要望があります。また、部屋のレイアウトや電話線の有無によって設置できなかったり、初期費用が生じる場合もあります。さらに、孤独を癒したり、おむつ交換等身体介護を要する呼び出しなど、本事業の目的から外れた要望も少なくありません。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 23区全区が緊急通報システムを実施しています。 27年度実績 千代田区265台、中央区285台、新宿区511台、品川区551台、大田区233台、文京区94台、世田谷区252台、足立区1,092台 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 緊急通報システムによる高齢者の安否確認は、高齢者セーフティネットワークの重要な事業であり、区が実施することは妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、見守りの必要な高齢者の増加が見込まれます。ふれあい相談員等により本事業の普及啓発をさらに勧めることで、緊急通報システム設置数を増やし、見守り体制の充実を図ることが必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 申請から機器設置までの流れを明記した資料を新たに作成して申請者に渡し、進捗をわかりやすくしました。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯は増加が見込まれており、緊急通報システムによる見守りの必要性も高まっているため、事業継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 5 | 緊急通報システムを設置することで高齢者の安否確認を実施し、孤立死を防止することができるため、効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 平成元年から消防庁方式を実施していましたが、協力員の確保が困難なため、平成13年度以降事業者方式(事業者へ委託)を実施し、順次移行しており、効率的に事業を実施しています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | | | | | |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|--|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加により、見守りの必要な高齢者の増加が見込まれます。緊急通報システムを設置することで、在宅高齢者の24時間の見守りにつながり、高齢者の生活の安全の確保を図ることができます。今年度も、ふれあい相談員による訪問・相談等を通して、緊急通報システムの更なる普及に努めていきます。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 179

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者徘徊探索支援 | 開始年度 | 平成 13 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 認知症による徘徊行動のある高齢者が居所不明となった場合、24時間体制で位置情報探索機(GPS)による探索サービスを行い、その居場所を家族等に知らせ、介護者の身体的・精神的負担の軽減を図ります。 |
| 事業の対象 | 認知症徘徊により探索サービスが必要と認められる在宅の65歳以上の高齢者で、位置情報を確認した後、迎えに行くことができる家族等がいる人 |
| 事業の概要 | <p>認知症徘徊により居所不明となった場合、24時間体制で探索サービスを行い、その場所を家族等に連絡します。</p> <p><利用者負担> GPS端末機：月額500円 現場急行サービス：1回3,000円</p> <p><申込み> 各総合支所区民課保健福祉係 各高齢者相談センター</p> |
| 根拠法令 | 港区高齢者徘徊探索支援事業運営要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|------|----|--------|--------|--------|-----|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標 | 指標1 | 利用者数 | | | 指標2 | 探索依頼件数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 30 | 15 | 50.0% | 平成27年度 | 100 | 78 | 78.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 30 | 14 | 46.7% | 平成28年度 | 100 | 187 | 187.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 30 | — | — | 平成29年度 | 100 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>家族等が徘徊探索機器を対象者に持たせることで、徘徊行動のある高齢者の事故を未然に防止するとともに、家族等の安心感を高め、精神的負担の解消につながります。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 122 | 122 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 122 | 107 | 88% |
| 平成28年度 | 186 | 186 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 186 | 108 | 58% |
| 平成29年度 | 261 | 261 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 住民税課税非課税の有無等に関わらず、500円の月額利用者負担料を設けています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も増えていくことが推測され、徘徊高齢者の発見に効果的な本事業への需要は多いと見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 23区のうち19区で本事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 介護家族の精神的負担軽減と認知症高齢者の安全のため、また、低所得者でも使いやすい事業を提供するため、本事業を区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 徘徊探索支援事業の登録者は平成27年度末現在15名と減少しています。主な理由は、施設入所の決定による利用解除です。しかし、徘徊の症状がある高齢者を家族等が見守っているケースは利用者数以上に多いと思われます。そのため、本サービスを必要とする家族等に利用案内を行き届かせ、利用者を増加させることが課題です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 区議会においてGPS端末入りの靴を助成対象にするべきとの質問がありました。現在のベルト装着タイプの方が紛失の恐れも低くバッテリー性能や価格的にも適当と考えますが、今後、より効果の高い事業になるよう、見守りキーホルダーなどの手法も含めて高齢者徘徊探索事業の内容について検討をしています。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者人口の増に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれており、徘徊行動への対策は今後も継続する必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | GPSにより即時に居場所を発見できることに加えて、希望する場合には委託業者による現場急行も実施しており、効果的な事業です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 警備員の待機所が都内80か所、区内4か所に設けられており、同様のサービスを実施している事業者の中では最も多く、また国内の関連会社の事業所とも連携して対応することが可能であり、迅速かつ広範な現場急行サービスが提供でき、効率的です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|-------------------------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>高齢者人口の増に伴い、認知症高齢者も増加が見込まれており、認知症高齢者の安全のため、また介護家族等の負担軽減のため、本事業は今後も継続して区が実施する必要があります。</p> <p>また、高輪地区で実施を開始している認知症高齢者おかえりサポート事業の成果を踏まえ、運用の整理が必要です。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> |

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者虐待防止・養護者支援事業 | 開始年度 | 平成 18 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 本格的な高齢化社会の進行により、高齢者に対する虐待は年々増加し、その内容も深刻な状況にあります。このような状況の中、高齢者の尊厳の保持のため高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であることから、「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、①国及び地方公共団体の役割、②国民の責務、③高齢者福祉に職務上関係のある者等の責務、が明示されました。この法に基づき、港区として高齢者の虐待防止対策を進め、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳を保ちながら安心して暮らせる社会の構築を目指します。 |
| 事業の対象 | ・ 区民 ・ 高齢者虐待の被害者、高齢者を養護する人 ・ 高齢者虐待の被害者及び養護者への支援に係る関係機関等 |
| 事業の概要 | 1 地域のネットワークを活用した高齢者虐待の防止・対応の充実 2 関係機関職員を対象とした研修会の開催 (1) 研修会（平成27年度及び平成28年度各6回実施、平成29年度5回実施予定） 3 高齢者虐待相談・通報受理 4 養護者支援 (1) 「介護家族の会」の開催支援（区内5か所、各月1回開催） (2) 介護家族サポーター養成講座（半日×3回） |
| 根拠法令 | 高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 港区高齢者虐待防止対策推進要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---------------------------|-----|--------|--------|-----------------------|----|--------|--------|------------------------|----|-------|
| 指 標 | 指標1 | 高齢者支援者（相談従事者） 向け研修参加者数 | | | 指標2 | 介護家族サポーター 養成講座受講者数 | | | 指標3 | 養成講座受講後、サポーター 登録した数 | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 90 | 108 | 120.0% | 平成27年度 | 20 | 16 | 80.0% | 平成27年度 | 5 | 2 | 40.0% |
| | 平成28年度 | 90 | 74 | 82.2% | 平成28年度 | 20 | 15 | 75.0% | 平成28年度 | 5 | 2 | 40.0% |
| 平成29年度 | 75 | — | — | 平成29年度 | 20 | — | — | 平成29年度 | 5 | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>高齢者支援者（相談従事者）向け研修については、実践対応に活かせるよう、実際の事例を用いた検討を継続すると共に、増加している精神疾患等の疑いのある養護者や、セルフ・ネグレクト等の困難ケースにも対応できるよう、精神科医なども講師に加えて実施し、好評を得ることができました。介護家族サポーター養成講座については、基礎・フォローアップコース共に内容を精査して開催回数を減らし、参加しやすいように工夫しました。その結果、全コースを受講した受講者は前年より増加し、サポーターへの登録意欲を示した受講者も8割以上に上りました。しかし、受講者自身が介護を抱えているなどの諸事情により、活動をすぐに開始することが難しい方が多く、実際の登録は2名となりました。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--|------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 1,783 | 891 | 0 | 892 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,783 | 1,701 | 95% |
| 平成28年度 | 1,467 | 734 | 0 | 733 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1,467 | 1,458 | 99% |
| 平成29年度 | 1,392 | 696 | 0 | 733 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | <p>平成29年度は、高齢者支援者（相談従事者）向け研修について、「年6回開催では業務との調整上全て参加することが難しい」との意見もあったため、開催回数を減らし、委託先もより現場からのニーズに柔軟に応えられる法人に変更しました。また、介護家族サポーター養成講座についても、受講者から頂いた意見を基に見直しを行い、予算の効率的な削減を図りました。</p> | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 高齢者支援者（相談従事者）研修及び介護家族サポーター養成講座共に、受講者から頂いた意見を基に一定の見直しを行い、予算の効率的な削減を図りました。また、引き続き「高齢社会対策区市町村包括補助金」を活用することにより、財源確保に努めています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 今後、高齢者人口の増加とともに、要介護者や認知症の人も増加していきます。それに伴って、高齢者虐待の件数も増加することが予想されることから、高齢者虐待防止の啓発や、個々のケースへの適切な対応、養護者の支援は一層重要となります。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 高齢者虐待防止に関する普及啓発や、職員・従事者への研修や、介護家族の会の開催及び支援は、多くの区で実施しています。新宿区では、当区と同様に、介護家族会支援ボランティアの養成を行っています。また、介護者に対して、臨床心理士による介護や心の相談事業を行っている区もあります。（北区・杉並区） |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」では、養護者支援のための体制整備、相談に従事する関係機関職員の資質向上を図る研修等の必要な措置を講ずる努力義務が、地方公共団体の責務とされていることから、区が実施する必要性があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 虐待通報件数が急増しており、また複雑で困難性の高いケースが多くなっているため、より現場のニーズに合った高齢者支援者（相談従事者）向け研修を実施していく必要があります。 介護家族サポーター養成講座については、受講者の意見を基に、平成29年度は内容の見直しを行いました。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 高齢者支援者（相談支援者）向け研修及び介護家族サポーター養成講座ともに、受講者から頂いた意見を基に見直しを行い、平成29年度は、実施回数を減し、尚且つ効果上がるように内容の変更を行っています。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者虐待防止の普及啓発や、高齢者支援者（相談従事者）向け研修等による対応能力の向上は、急激な高齢化が進む中、重要性を増しています。また養護者支援は、虐待を防止するためにも充実させる必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 高齢者支援者（相談従事者）向け研修については、対象をふれあい相談員やサポートみなと職員にも広げて、認識共有と連携を図っています。また、養護者に係る困難ケースやセルフ・ネグレクトに対応するため、専門家による研修も実施しました。 |
| ③ 効率性 | 4 | 高齢者支援者（相談支援者）向け研修及び介護家族サポーター養成講座ともに、受講者から頂いた意見を基に見直しを行い、平成29年度は、実施回数を減らし、尚且つ効果上がるように内容の変更を行っています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|--|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>高齢化社会が急速に進行していく中、高齢者が尊厳を保ち安心して暮らせる社会を構築するため、高齢者虐待の防止を図ることが重要です。また、そのための体制を構築することは、法律で地方自治体の責務であると定められていることから、高齢者虐待防止事業の内容や手法について、改善を図っていくことを前提としながら、今後も継続していく必要があります。これまでの実態を踏まえて、課題の捉え方や事業のあり方を、より効果的に行えるよう検討していきます。</p> <p>具体的には、平成28年度から、高齢者相談センターと区の間で立ち上げた「権利擁護施策検討グループ」を隔月で開催し、高齢者相談センター間の情報共有を行うとともに、課題の抽出とその解決に向けた検討を行い、効果的な事業が実施できるよう取り組んでいきます。</p> |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 181

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者緊急一時保護 | 開始年度 | 平成 16 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 在宅の要介護・要支援高齢者が、介護者の緊急事態等により、一時的に在宅で介護が受けられなくなった場合に、介護老人福祉施設を利用し、緊急時の介護サービスを行います。 |
| 事業の対象 | 在宅での介護への復帰が可能な次の要件に該当する人 ①港区に住所を有し、家族からの虐待または放置が認められる人 ②港区に住所を有し、火災、台風等の災害により在宅での介護が一時的に困難となった人 ③認知症等による徘徊により港区内で高齢者相談センター（地域包括支援センター）等に保護された人 ④港区に住所を有し、介護者の緊急事態で一時的に在宅での介護が受けられず、かつ介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護・介護老人保健施設等の利用が困難な人 |
| 事業の概要 | 介護が必要な要介護・要支援高齢者が、在宅での介護が一時的に困難となり、緊急に施設での介護が必要となった場合、介護老人福祉施設（「ありすの杜きのこ南麻布」「サン・サン赤坂」「洛和ヴィラ南麻布」「新橋さくらの園」）で短期間（7日間まで。区長が認めるやむを得ない場合は最大14日間）介護を行います。 介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）、入所前検診にかかる費用の負担があります。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者緊急一時保護事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----------------------------------|----|--------|--------|-----------------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | ありすの杜きのこ南麻布延利用日数（日）※H27までは新橋さくらの園 | | | 指標2 | サン・サン赤坂延利用日数（日） | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 264 | 47 | 17.8% | 平成27年度 | 26 | 0 | 0.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 263 | 73 | 27.8% | 平成28年度 | 28 | 28 | 100.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 80 | — | — | 平成29年度 | 84 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 平成28年度の件数としては、約1.7倍に増加しています。近年、緊急一時保護の利用対象となる特に虐待や徘徊の事例が増加していることから、家族の切迫した状況を回避できる重要な事業となっています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|-------|----|-----|--------|------|-------|-------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 4,742 | 2,371 | 0 | 2,371 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,742 | 4,277 | 90% |
| 平成28年度 | 4,876 | 2,438 | 0 | 2,438 | 0 | 0 | -1,884 | 0 | 2,992 | 1,246 | 42% |
| 平成29年度 | 3,743 | 1,872 | 0 | 1,871 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | 平成28年度予算は2施設分の委託料を計上していましたが、1施設は協定になったため、1施設分の委託料が執行残になり、そのため実績件数は平成27年度に比べ多いものの、執行率は下がっています。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 利用者には、介護保険の短期入所生活介護（ショートステイ）の利用料（介護保険外の滞在費、食費、その他日常生活費などを含む）、入所前検診にかかる費用の負担があります。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 近年、介護者の精神的・肉体的疲労からくる虐待を理由に、緊急一時保護の利用につながるケースが増加してきています。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 港区以外の22区中19区で同様の事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 虐待や認知症徘徊等の地域社会で増加し続ける高齢者の社会問題は、地域で解決することが重要であり、地域に密着した行政である区が実施することが妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 虐待による当事業の利用者が増加してきていますが、虐待は、家族が世間の目を気にして表面化することをおそれ相談につながらないような潜在的なケースのこのことの方が多くと考えられます。したがって、様々な機関、関係者がつながりを持ち、そのような潜在的な虐待ケースを発見し、緊急一時保護を含めた福祉サービスへつなげていくことが重要であると考えます。 また、入所前に実施する感染症の有無の検査費用の未払い、検査の結果感染症やその疑いが出た場合の受け入れ施設が確保できていないなど、事業の課題についての対応が急務です。そのため、高齢者緊急医療短期入所との連携を図り、医療が必要な高齢者への対応が適切にできるようにするなど、検討する必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 緊急一時保護が必要になった場合に速やかに対応できるよう、ケアマネジャー、高齢者相談センター、地区総合支所、警察等関係機関と、日頃から虐待の恐れがあるケースの情報共有などを行います。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 虐待や認知症徘徊等の緊急一時保護を必要とする社会問題は、今後も継続して起こると予想されるため、事業の継続が必須です。 |
| ② 効果性 | 5 | 緊急一時保護事業は、社会情勢および社会的な要因だけでなく、事業実施後の利用者本人及び家族の状況からも、効果は十分あると見られています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 平成28年度はありすの杜さきのこ南麻布において、認知症高齢者介護家族支援事業を利用していない時に高齢者緊急一時保護の利用（1ベッド）ができる仕組みとし、固定費を削減しました。より一層安定した事業とするために、2施設と協定を結び、特別養護老人ホームの空床を利用しています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|-------------------------|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> <p>緊急時の実施施設の選択方法や、各施設との契約方法、契約金額等について、さらには入所前に感染症の有無などを検査する検診の体制や万一感染症（その疑い）が出た場合の受け入れ施設の確保など、様々な検討課題はありますが、事業については継続の必要性があります。</p> |

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者医療短期入所 | 開始年度 | 平成 14 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 在宅の要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等により一時的に在宅介護が受けられなくなり、かつ医療対応が必要なため介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護が利用困難な場合等に、医療施設において看護及び介護サービスを提供し、医療対応が必要な要支援・要介護高齢者の在宅生活の維持継続を図ることを目的とします。 |
| 事業の対象 | (1) 港区に住所を有する者 (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条に規定する要支援・要介護高齢者 (3) 介護者の緊急事態等で一時的に在宅での介護が受けられずかつ医療対応が必要で介護保険の短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用が困難な者 (4) 短期間の入所により、在宅への復帰が可能な者 |
| 事業の概要 | 医療対応が必要な要支援・要介護高齢者が、介護者の緊急事態等（介護者の病気、入院や親族の葬式）で一時的に在宅での介護が受けられない場合、医療施設で短期間、介護者に代わり支援を実施します。 利用者には、医療保険の自己負担分、病院給食代、おむつ代などのその他必要な経費の負担があります。 緊急時対応により利用するため、社団法人東京都港区医師会が指定する病院（古川橋病院・西原病院）のベッドを常時1床確保しています。義務的経費である①ベッド確保料、②事務手数料を区が社団法人東京都港区医師会に前金で支払います。また、利用実績に応じた③衛生看護経費利用実績分、④医療保険適用外経費については履行確認後に区が社団法人東京都港区医師会に支払います。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者緊急医療短期入所事業実施要綱（平成14年3月7日付13港保介第778号） |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|----------------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 利用日数 (古川橋病院・西原病院) | | | 指標2 | 利用者数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 365 | 6 | 1.6% | 平成27年度 | 52 | 1 | 1.9% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 365 | 14 | 3.8% | 平成28年度 | 52 | 1 | 1.9% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 365 | — | — | 平成29年度 | 52 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 医療対応が必要なために、特別養護老人ホームにおける短期入所生活介護（ショートステイ）などが利用できない要支援・介護高齢者を介護する家族のレスパイト（休息）事業として機能しています。また、医療対応が必要なため、「高齢者緊急一時保護事業」、「認知症高齢者介護家族支援事業」、「港区版宿泊デイサービス事業」などの施設におけるサービスが利用できず、緊急を要する要支援・要介護高齢者のセーフティネットとして必要な事業です。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|-------|-------|-------|----|-----|----|------|-------|-------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 4,192 | 2,096 | 0 | 2,096 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,192 | 4,055 | 97% |
| 平成28年度 | 4,133 | 2,067 | 0 | 2,066 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4,133 | 4,073 | 99% |
| 平成29年度 | 4,075 | 2,038 | 0 | 2,037 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | 東京都の高齢社会対策区市町村包括補助事業（補助率1/2）の対象となっています。平成29年度も同様に補助金の申請を行う予定です。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | | |
|--|--|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 固定経費である①ベッド確保料、②事務手数料については適正であり、実績に応じて支払う③衛生看護経費利用実績分についても過去の実績から適正な水準に抑えて予算措置しています。 | |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 今後、後期高齢者が増加すると見込まれ、それに伴い医療対応が必要な要介護者の増加も想定されるなかで、介護者の急な要件や休息に対応できる本事業は、医療対応がある要介護高齢者等を介護する家族支援事業として、また、医療行為を伴う在宅の要支援・要介護高齢者のセーフティネットとして、今後も受け皿として維持する必要があります。 | |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 他団体：未実施、類似事業有：地域包括ケアシステム在宅療養後方支援病床（平成29年度事業開始）、高齢者緊急一時保護事業（対象：医療行為を伴わない要支援・要介護高齢者） | |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援事業が他にはないため、その家族の支援を制度として区が実施することで区民に安全・安心を提供できます。 | |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 | |
| 事業の課題 | 高齢者福祉施設（特別養護老人ホーム等）では、看護師の加配置などにより医療対応がある高齢者について一定の受け入れ（入所、ショートステイ）を行っています。高齢者福祉施設では限界があります。そのため、高齢者福祉施設を利用できない医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援が必要です。 今後は、平成29年度に事業を開始する在宅療養後方支援病床事業の進捗状況等を勘案し、事業統合を視野に入れた検討が必要です。 | |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 高齢者相談支援係や介護保険課と協力し、高齢者相談センターによるケアマネジャー研修や介護事業者説明会等の機会を利用して事業の周知を図ります。 | |
| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ①事業継続の必要性 | 5 | 医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を保護することで在宅生活の維持、継続が図れています。 |
| ②事業の効果性 | 5 | 医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族支援事業が他にはないため、事業を維持していることは十分な効果を有します。 |
| ③手法の効率性 | 4 | 病院のベッドの確保など事業実施にあたっては、東京都港区医師会の協力が不可欠です。高齢者緊急一時保護事業などとの連携などとの連携を図るなかで、事業実施の効率性が高まる可能性はあると思われます。 |
| ※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。 | | |
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | <p>病院のベッド確保など東京都港区医師会の協力を得て実施しており、費用面についても固定経費と実績による経費の二重構成にするなど工夫しています。医療対応が必要な要支援・要介護高齢者を介護する家族を支援する制度がほかにはないことから、事業の継続の必要性は高いと考えます。</p> <p>今後は、ケアマネジャーの研修会などを通じ、引き続き周知を図り、利用者の促進を図るとともに、在宅医療後方支援病床事業や高齢者緊急一時保護事業などの事業と連携を図り、医療対応が必要な要介護高齢者を支援します。</p> | |
| <ul style="list-style-type: none"> ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | | |

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------|--------------------|----|----|----|
| No | 183 | 平成29年度 港区事務事業評価シート | | | |
| 評価対象 | | | | | |
| 事務事業名 | 家具転倒防止器具取付支援事業 | 開始年度 | 平成 | 18 | 年度 |
| 所属 | 保健福祉部高齢者支援課在宅支援係 | | | | |
| 所管課長 | 保健福祉部高齢者支援課長 | | | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | | | |

| | | | | | |
|-------|---|--|--|--|--|
| 事業概要 | | | | | |
| 事業の目的 | 高齢者・障害者等世帯に対し、家具の転倒を防止するための「つっぱり棒」やガラスの飛散を防止するための「フィルム等」の家具転倒防止器具等の取付支援を行うことにより、災害時の人的被害を最小限に抑え、居室の安全性を確保します。 | | | | |
| 事業の対象 | 自力で器具等を取り付けることの困難な次の①～④のいずれかに該当する世帯 ①65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯 ②要介護3以上の人を含む世帯 ③身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人を含む世帯 ④難病医療費助成を受けている人を含む世帯 | | | | |
| 事業の概要 | 高齢者・障害者等世帯を対象に、港区の「家具転倒防止対策等促進事業」により助成を受けた器具を取り付けます。 【取付け支援までの流れ】 ①取付業者が自宅を訪問し、希望の器具が自宅の家具等に取付可能かどうか事前調査を行います。また、どの器具を選べばよいか分からない方については、事前調査で器具を決定します。 ②取付業者が家具転倒防止器具等の取付けを行います。 ③「つっぱり棒（マグニチュード7）」を取付けた場合は、取付けから2～4週間後にゆるみがないか点検を行います。 | | | | |
| 根拠法令 | 港区家具転倒防止対策等促進事業実施要綱 港区家具転倒防止器具等取付支援事業実施要綱 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|------|----|--------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 指標1 | 取付件数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 50 | 62 | 124.0% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 50 | 71 | 142.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 80 | — | — | 平成29年度 | | | | 平成29年度 | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 高齢者や障害者等世帯が居住する住宅の家具転倒防止器具等を取付け支援することによって、災害時の安全を確保し、居宅で安心して生活することができます。 東日本大震災後の平成23年度は387件、平成24年度は222件で、平成25年度以降は実績が減少していますが、平成28年度は熊本地震の影響等から前年度より増加しました。 家具転倒防止器具等の助成件数は減少していますが、助成件数全体に対する取付支援の割合は13%～19%と一定の割合で推移しており、自力で器具等を取り付けることの困難な人への支援となっています。 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|------|
| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 810 | 405 | 0 | 405 | 0 | 0 | 103 | 0 | 913 | 913 | 100% |
| 平成28年度 | 902 | 451 | 0 | 451 | 0 | 0 | 868 | 0 | 1,770 | 1,770 | 100% |
| 平成29年度 | 1,899 | 950 | 0 | 949 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 東京都の高齢社会対策包括補助事業を活用し、補助金による歳入確保に努めています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 東日本大震災以降、区民の防災意識は高まっています。高齢者宅の居室での人的被害を最小限に抑え、地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保は重要であり、家具転倒防止器具等の取付支援は今後も引き続き需要があると見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 都内のほぼ全自治体で、高齢者福祉施策あるいは防災施策として対象要件もほぼ同じで類似事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 東日本大震災以降、区民の防災意識は高まっています。高齢者宅の居室での人的被害を最小限に抑え、地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保は重要であり、家具転倒防止器具等の取付支援は区が行う必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 今後も高齢者人口が確実に増加傾向にある状況において、防災へのニーズや期待も高くなっています。今後も、区民ニーズに応えられるよう丁寧に対応していくことが重要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 防災課や各総合支所協働推進課と密に連携を取りつつ、防災訓練などの機会を利用し、区民への周知の拡大を図っていきます。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 本事業は、高齢者が地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保の観点から必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 高齢者の危険の伴う取付け作業を専門業者が行うので、高齢者の安全性が図られるので効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 各総合支所協働推進課で器具の助成を申し込んだ際に、同時に取付支援も申請できるため、効率的な事業です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | ○ 拡充 | ● 継続 | ○ 改善 | ○ 廃止 | ○ 統合 |
|---|--|------|------|------|------|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | | | | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 本事業は区民ニーズも高く、災害時に高齢者が地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保の観点からも重要であり、継続が必要です。 執行率については、申請件数の予測の難しさが原因ですが、東日本大震災の影響は一段落したものの、地震は頻繁に発生していて、取り付けの需要はあります。今後とも、適正な予算計上に努めます。 また、防災課や各総合支所協働推進課と密に連携して区民への周知の拡充を図っていきます。 | | | | |

No 184

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者世帯等防災用品あっせん事業 | 開始年度 | 平成 24 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等を対象に、防災用品をあっせんすることにより、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等の安全を確保し、もって福祉の増進を図ることを目的としています。 |
| 事業の対象 | [高齢者支援課の事業対象] ①65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯の人 ②高齢者又は重度障害者、妊産婦のみ世帯の人 ③その他区長が認める人 ※1世帯あたり1回限りの助成としています。 |
| 事業の概要 | 防災用品を自身で準備することが困難な、ひとり暮らしの高齢者、ひとり暮らしの重度障害者、妊産婦等に防災用品をあっせんします。 生活保護受給者は10割補助（自己負担なし）、住民税非課税者は9割補助（自己負担1割）としています（住民税課税者は全額自己負担）。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者世帯等防災用品あっせん事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-----------|-----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 申請者（高齢者分） | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 160 | 182 | 113.8% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 180 | 238 | 132.2% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 230 | — | — | 平成29年度 | | | | 平成29年度 | | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 災害時の備えは自助が基本ですが、ひとり暮らしの高齢者のみの世帯のうち、生活保護受給者や住民税非課税者は、特に支援が必要です。防災用品を安価であっせんすることで支援が必要な高齢者の安全を確保する効果が高いと言えます。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 1,206 | 1,206 | 0 | 0 | 0 | 0 | 219 | 0 | 1,425 | 1,416 | 99% |
| 平成28年度 | 1,667 | 1,667 | 0 | 0 | 0 | 0 | 617 | 0 | 2,284 | 2,283 | 100% |
| 平成29年度 | 2,161 | 2,161 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 毎年、入札であっせん業者を決定しています。また、あっせんの助成は1世帯1回限りとしています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 課税世帯と非課税・生活保護世帯との自己負担額に大きな差があるため、課税世帯も安価であっせんして欲しいとの区民からの意見があります。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 防災用品は、社会福祉法人、民間企業でも取り扱いがありますが、防災課にあわせて実施しています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 災害時に支援を必要とする人のために、防災対策の一環として行うことであるため、区が実施することは必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 引き続き、事業の実績を高めるため区民への周知の工夫、事業手法を再検討してください。 |
| 事業の課題 | 認知症等により注文したことを忘れてしまったり、必要のないものを注文したため、キャンセルをしたいと家族から言われる場合があります。受付時の丁寧な説明が必要です。 防災課が行っている防災用品あっせん内容が重複しているものもあることから、防災課と各部署（高齢者、障害者など）で品目や受け付け方法等の検討や調整が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 区民への周知は広報をはじめ、長寿を祝う集いや区民まつり、防災訓練等の様々な機会を通じて行い、目標を超えた申請件数となりました。今後も、65歳を迎えた一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯には当事業の周知用チラシを送付します。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 引き続き申請者数も伸びています。今後も増加が見込まれ、高齢者による防災の備えのため事業継続の必要性があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 対象者に防災用品をあっせんすることは、災害時に支援を必要とする高齢者世帯等に防災用品を普及させる効果が高いです。 |
| ③ 効率性 | 4 | 災害時の備えは自助が基本なので、支援の必要性が高い生活保護受給者及び住民税非課税者のみに区の補助があることは有効です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|--|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | 平成24年度の事業開始時は、前年に発生した東日本大震災の影響により、大変多くのあっせん件数となりました（2,528件）。その後申請数は減少しましたが、九州での地震の影響もあり防災意識は高まっており、今後も多くの申請があると考えられます。引き続き支援が必要な高齢者への防災用品あっせんは継続する必要があります。 |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

| | | | | | |
|-------|-----------------------------------|--------------------|----|----|----|
| No | 185 | 平成29年度 港区事務事業評価シート | | | |
| 評価対象 | | | | | |
| 事務事業名 | 高齢者セーフティネットワーク | 開始年度 | 平成 | 19 | 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | | | |

| | | | | | |
|-------|--|--|--|--|--|
| 事業概要 | | | | | |
| 事業の目的 | 港区では、大規模マンションの建設や都心回帰の傾向に伴い、急激に人口が増加しています。また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯なども増加しています。高齢者の孤立を防ぐため、高齢者の地域におけるセーフティネットワークを構築することにより、身近な地域での支え合いを推進します。 | | | | |
| 事業の対象 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者（ひとり暮らし、高齢者のみ世帯等） ・高齢者の見守りに参加する区民 ・高齢者の見守りに参加する関係機関、区内事業者 | | | | |
| 事業の概要 | <p>①高齢者セーフティネットワークの構築の推進 民生委員・児童委員、町会・自治会、介護事業者、港区社会福祉協議会、警察、消防や高齢者相談センターなどの関係機関で構成する「高齢者地域支援連絡協議会」を開催し、地域での日々の見守りや災害時の安全確保、虐待防止、消費生活被害の防止などについて、情報交換や協議を実施します。</p> <p>②事業者との見守りの連携の推進 地域における高齢者の見守りを充実させるため、区民や関係機関だけではなく、地域で日々配達や戸別訪問などを行っている事業者等と高齢者の見守りに関する協定の締結等の連携を進めます。</p> <p>③見守りのための講習会の開催 地域において緩やかな見守りを行う中で、高齢者の異変などにいち早く気づくとともに、適切な相談機関に連絡できるよう、高齢者の特色や見守りのポイントなどをテーマとした講習会を各地区で定期的に開催します。見守りへの理解と協力を呼びかけ、地域における見守りの輪を広げます。</p> <p>④高齢者の熱中症を防ぐために、熱中症注意喚起のチラシの送付や民生委員やふれあい相談員が訪問時に配布等を行います。 また広報みなどに、注意喚起の記事を載せ啓発を行います。</p> | | | | |
| 根拠法令 | 港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱 | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------------|----|--------|--------|------------------|----|--------|--------|-----------|----|--------|
| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
| 指標 | 指標1 | 港区高齢者地域支援連絡協議会開催回数 | | | 指標2 | 高齢者の見守りのための講習会開催 | | | 指標3 | 活動報告会開催回数 | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 2 | 2 | 100.0% | 平成27年度 | 10 | 11 | 110.0% | 平成27年度 | 1 | 1 | 100.0% |
| | 平成28年度 | 2 | 2 | 100.0% | 平成28年度 | 10 | 15 | 150.0% | 平成28年度 | 1 | 1 | 100.0% |
| | 平成29年度 | 2 | — | — | 平成29年度 | 10 | — | — | 平成29年度 | 1 | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 協議会開催によって、関係機関と情報共有ができ、セーフティネットワークの体制整備につながっています。区在住、区在勤、区在学者等を対象とした年1回開催のふれあい相談員による高齢者の見守り活動報告会は、高齢者の見守り活動の報告とともに高齢者を取り巻く区内の5地区それぞれについて知っていただく機会となっています。また、関係機関との連携について発表を行うことで、区民のみなさんに安心して地域で過ごしていただき、高齢者についての身近な相談機関を知っていただく場となっています。高齢者の見守りのための講習会を開催することによって、広く高齢者の見守りについて知っていただくことにも見守りの目を増やす活動となっています。 | | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|-----|------|-------|-------|-----|
| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 779 | 390 | 244 | 145 | 0 | 0 | 185 | 0 | 964 | 914 | 95% |
| 平成28年度 | 1,484 | 1,132 | 129 | 223 | 0 | 0 | 87 | 0 | 1,571 | 1,517 | 97% |
| 平成29年度 | 1,371 | 395 | 314 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 講習会についても、ふれあい相談員等を講師とすることや、高齢者相談センターのイベントと同時に開催することで、コストの削減に努めています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 高齢者の見守りに関する協定締結と同様に、障害者や子どもの見守りや不審者対応も含んだ「港区ながら見守り連携事業」を平成28年9月に株式会社セブン-イレブン・ジャパン、平成29年4月に港区しんきん協議会、平成29年6月に日本郵便株式会社と協定を締結しました。日常業務をしながら見守りに協力してもらうことで、地域の防犯向上に努めています。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | セーフティネットワークについては、協定もしくは覚書、登録制、届出制など、自治体によって差があります。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 高齢者の見守りについて、区がセーフティネットワークの構築を行うことは妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 港区高齢者地域支援連絡協議会については、保健福祉課の新たな組織である地域包括ケア担当とともに、様々な協議会の集約を検討しています。新たな港区高齢者保健福祉計画に掲載されている「子どもや若者と連携した高齢者の見守りの充実」については、セーフティネットワーク事業の中で検討します。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 見守り協定先や区民から連絡が入った場合の、安否確認を取るまでの方法を明確にするとともに、関係機関との連携方法をより一層確立します。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 今後も、高齢者の見守りについて、広く区民や関係機関、地域で活動する事業者等に周知が必要と考えます。 |
| ② 効果性 | 4 | 協議会を通して、関係機関同士が顔の見える関係となることによって、情報共有の円滑化が図れます。協定締結先の事業者と、高齢者の見守りについて連携することは、高齢者の異変にいち早く気づくことにつながり、必要な福祉サービスにつなげることが出来る等効果があります。講習会についても、広く高齢者の見守りについて知っていただく機会となるため、効果が期待されます。 |
| ③ 効率性 | 4 | 協議会、協定締結、講習会についてさらに高齢者支援の向上を目指し、検討を重ねつつ効率性を図って行きます。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|---|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 高齢者の増加が予想されており、今後もセーフティネットワークの構築は重要です。今後は、見守り協定締結先の事業者をはじめとする地域で活動する民間事業者等とも連携を深めるとともに、東京都の包括協定である「都と事業者との連携による高齢者等を支える地域づくり協定」や「港区ながら見守り連携事業」で個別に協定締結した、コンビニエンスストアや日本郵便株式会社など、さまざまな事業者との連携を拡充していきます。 |

No 186

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業 | 開始年度 | 平成 23 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 各総合支所の所管区域ごとに、福祉の専門職であるひとり暮らし高齢者等の見守りと支援を行う「ふれあい相談員」を配置し、積極的に地域に出向き、高齢者の困りごとなどを受けるとともに、民生委員・児童委員、町会・自治会、総合支所や高齢者相談センターと連携して、高齢者の生活実態に即した支援をします。 |
| 事業の対象 | [ふれあい相談員の訪問対象者] 介護保険や区の高齢者サービス等の利用のない「70歳以上のひとり暮らし高齢者」「75歳以上の高齢者のみの世帯」「地域等から相談のあった65歳以上の高齢者」 |
| 事業の概要 | 社会福祉士や主任介護支援専門員等の資格を持つ専門職員の「ふれあい相談員」が、高齢者相談センター、民生委員・児童委員、町会・自治会等の連携のもと、積極的に地域に出向き、介護保険や区の高齢者サービスの利用のないひとり暮らし高齢者等を訪問し、相談を受け、生活実態に即した支援につなげます。また、民生委員・児童委員、町会・自治会等の地域の集まり、イベント等に参加し、活動の周知をするとともに気軽に地域の方から相談をしていただける関係を築いています。 ●ふれあい相談員人数：各地区2人（高輪地区のみ3人） 合計11人 ●高齢者相談センターとの強い連携が非常に重要であるため、各地区の高齢者相談センターを指定管理している法人と業務委託をしています。 ●高齢者見守り相談窓口設置費助成（東京都補助金）を活用した事業です。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者地域支援連絡協議会設置要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|----------|-------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 訪問対象者訪問率 | | | 指標2 | 訪問対象世帯訪問率 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 4,489 | 4,228 | 94.2% | 平成27年度 | 1,565 | 1,512 | 96.6% | 平成27年度 | | | |
| 平成28年度 | 3,245 | 3,153 | 97.2% | 平成28年度 | 1,611 | 1,589 | 98.6% | 平成28年度 | | | | |
| 平成29年度 | 3,212 | — | — | 平成29年度 | 1,734 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 訪問対象者及び訪問対象世帯の訪問率はとても高く、非常に高い成果が上がっていると言えます。また、福祉の専門職が、必要なサービスや関係機関、地域の人と高齢者をつなぐことによって、安心して高齢者が地域で住まうことの実現に役立っています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|--------|----|-----|-------|------|--------|--------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 72,698 | 49,018 | 0 | 23,680 | 0 | 0 | 2,389 | 0 | 75,087 | 75,081 | 100% |
| 平成28年度 | 71,869 | 46,119 | 0 | 25,750 | 0 | 0 | -566 | 0 | 71,869 | 71,283 | 99% |
| 平成29年度 | 70,753 | 45,003 | 0 | 25,750 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 高齢者相談センターを指定管理する法人に業務委託することで、強い連携をすることが出来、費用対効果が高いと言えます。また、予算要求時に各法人から詳細な見積りを提出させ、精査をしています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるため、今後さらなる需要があると考えられます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 高齢者見守り相談窓口設置費助成（東京都補助金）の活用を東京都内の多くの自治体も行っていますが、訪問対象者を選定する方法に差があります。港区では手挙げ方式ではなく、見守りにつながる介護保険サービスや区の高齢者サービス受給のない方を中心に訪問をしています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 区が実施主体となることで訪問先で高齢者サービスの申請書を受け付けできるとともに、他のサービスに適切につなぐことができることから、ふれあい相談員事業は妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 都心であるがゆえにセキュリティの高いマンションが増え、対象者と会うまでに困難を極めることがあります。オートロックであったり、マンションの入り口に入る前にコンシェルジュや管理人に訪問を断られることもあり、課題となっています。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 東京都とも連携をとりながら、現在、マンション管理人等に対する高齢者の見守りに関する講習会等の実施を働きかけています。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 民生委員・児童委員や高齢者相談センター等と連携を今後も行き、高齢者の見守りについてさらに広げていく必要があります。 |
| ② 効果性 | 5 | 一人ひとりの高齢者の必要性に応じて、訪問先のその場で申請を受付けることが出来るふれあい相談員は、ノンストップでサービス利用につなげる事が出来るため、とても効果を発揮しています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 介護保険や区の高齢者サービス利用のない高齢者宅へ訪問することは、必要な人に必要なサービスを導入することにつながり、効率性があります。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|---|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 東京都内や全国的に見ても、注目度の高い事業です。取材を受けることも多く、区の高齢者に対し、福祉の専門職員が必要な支援につなげています。現在も様々な関係機関や地域の方と連携をして、高齢者の見守りについて活動していますが、今後は、地域の方にも高齢者の見守りを一緒に担っていただく活動も検討していきます。 今後も高齢者人口の増加が見込まれるなか、元気な高齢者の方も多いことから、平成28年度の訪問対象者を「65歳以上のひとり暮らし高齢者」から、「70歳以上のひとり暮らし高齢者」に変更しています（高齢者のみ世帯は変更なし）。引き続き、「地域等から相談のあった65歳以上の高齢者」は今まで同様、ご相談に応じ訪問を行います。 |
|---|--|

No 187

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者自立支援住宅改修等支援事業 | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑤ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 高齢者が居住する住宅を改修することによって、介護の軽減や転倒予防など在宅での生活の質を確保することを目的としています。 |
| 事業の対象 | 65歳以上の高齢者で、それぞれの事業における一定の要件を満たした方 |
| 事業の概要 | 以下の項目について、助成します。なお、それぞれの事業には、所得に応じて利用者負担があります。 (1) 自立支援住宅改修給付 ・予防給付 (助成限度額：200,000円) ・浴槽の取替え (助成限度額：379,000円) ・流し、洗面台の取替え (助成限度額：156,000円) ・便器の洋式化 (助成限度額：106,000円) (2) 共同住宅バリアフリー化支援 (助成限度額：最大2,000万円) (3) 高齢者昇降機設置費助成 (助成限度額：最大1,332,000円) (4) 自立支援住宅改修等コーディネート (利用者負担：無料) |
| 根拠法令 | 港区高齢者自立支援住宅改修給付事業要綱、港区高齢者自立支援住宅改修等コーディネート事業実施要綱、港区高齢者昇降機設置費助成事業実施要綱、港区共同住宅バリアフリー化支援事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|------|-----|-------|--------|---------------|-----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 給付件数 | | | 指標2 | コーディネート事業実施回数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 165 | 161 | 97.6% | 平成27年度 | 128 | 147 | 114.8% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 163 | 111 | 68.1% | 平成28年度 | 128 | 119 | 93.0% | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 177 | — | — | 平成29年度 | 131 | — | — | 平成29年度 | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 高齢者が居住する住宅を改修することによって、介護の軽減や転倒予防、行動範囲の拡大、動作が容易になるなど在宅での自立した生活を支援しています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|--------|-------|-----|-------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 45,855 | 23,247 | 0 | 19,952 | 2,656 | 0 | 141 | 0 | 45,996 | 42,588 | 93% |
| 平成28年度 | 43,962 | 22,349 | 0 | 18,932 | 2,681 | 0 | 1,246 | 0 | 45,208 | 38,808 | 86% |
| 平成29年度 | 51,276 | 23,258 | 0 | 19,354 | 8,664 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 自立支援住宅改修に関しては、東京都の高齢社会対策包括補助事業(1/2)を活用し、補助金による歳入確保に努めています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 港区保健福祉基礎調査において、今後の暮らしの希望について、自宅での介護を希望する割合が高くなっています。また、高齢者が地域で安全安心に住み続けられる住まいの確保が重要なことから、今後の需要も高いことが見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 自立支援住宅改修に関しては、23区すべてで類似事業を実施しています。一方で、昇降機設置費助成や共同住宅バリアフリー化支援事業のような事業を行っている自治体は少ないです。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 介護の軽減や転倒予防など在宅生活の質の確保のため、優良な住宅改修工事を行うことから、本事業は公益性があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 高齢者人口が増加傾向のなか、自立支援住宅改修へのニーズや期待も高い状況です。今後高齢化率の上昇が見込まれることから、共同住宅バリアフリー化支援について対象要件や助成内容を検討していく必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 介護保険法の改正や消費税の税率変更等の社会情勢の変化により、今後も見直しが必要です。また、居住地と住民票の所在が異なるケースが少なくないなど、事業対象の明確化を行います。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者の安心安全な住まいの確保のため、区民ニーズは高く事業を継続していく必要があるといえます。 |
| ② 効果性 | 4 | 高い達成率となっており、介護の軽減や転倒予防など在宅生活の質の確保につながっています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 高齢者自立支援住宅改修等コーディネーターの調査に基づき、優良で効果的な工事が行われており、事業の実施手段は妥当かつ効果的です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|---|---|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 本事業の住宅改修によるバリアフリー化をすることで、転倒予防や介護の軽減など、高齢者が住み慣れた地域で、安全安心に住み続けられる住まいの確保が実現することから、重要性の高い事業であり、継続が必要です。 |

No 188

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| 事務事業名 | 高齢者世帯民間住宅あっせん | 開始年度 平成 4 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ⑤ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援 | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 住宅に困窮する高齢者世帯に、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをすることにより、高齢者等の良好な居住環境の確保を図ります。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する65歳以上のひとり暮らし又は65歳以上の人を含む60歳以上の人で構成される世帯で、次の要件を備えている世帯 ① 独立して日常生活を営むことができること ② 立ち退きを求められている（その理由が自己の責めによる場合を除く。）、又は保安上危険若しくは保健衛生上劣悪な住居に居住していること |
| 事業の概要 | 公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部等の協力を得て、民間賃貸住宅のあっせんをします。 あっせんが成立した場合、次の①及び②の実際に要した額を助成します。（限度額・所得制限あり） ① 礼金相当分（家賃月額×2倍以内） ② 仲介手数料相当分（家賃月額以内） あっせんの受付、決定、助成等は、各総合支所区民課で実施しています。 高齢者支援課では、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に対して、協定に基づき、年間の事務経費として毎年10万円を支払っています。 連帯保証人となる親族などがいない高齢者のために債務保証制度があり、民間の債務保証会社と協定を結んでいます。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者等民間賃貸住宅あっせん事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | あっせん件数（申込件数） | | | 指標2 | 成立件数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 8 | 1 | 12.5% | 平成27年度 | 8 | 1 | 12.5% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 8 | 1 | 12.5% | 平成28年度 | 8 | 2 | 25.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 8 | — | — | 平成29年度 | 8 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 平成4年度の事業開始から昨年度まで、あっせん件数（申込件数）は278件、成立件数は101件で、高齢者の住宅確保支援という事業目的を果たしてきました。 しかし、平成23年度から平成28年度までのあっせん件数は、それぞれ1件、1件、2件、3件、1件、1件。成立件数は、1件、0件、0件、0件、1件、2件となっており、減少傾向です。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 100 | 100 | 100% |
| 平成28年度 | 149 | 149 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 149 | 147 | 99% |
| 平成29年度 | 100 | 100 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 事務費として年間10万円を公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部に支払っています。高齢者への住宅のあっせんには、地域の不動産店を取りまとめる同協会の協力が必要不可欠であるため、事務費の削減は困難です。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 平成19年度まではあっせん件数が二桁台でしたが、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、ひとり暮らし高齢者が増加傾向であるため、今後は連帯保証人となる親族などがいない高齢者が債務保証制度を利用するケースが増えることが予想されます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 23区全てで、住宅に困窮している高齢者への住宅の提供、あっせん等の事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 住宅に困窮する高齢者世帯に公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部の協力を得て民間賃貸住宅のあっせんを行うことは、高齢者等の良好な居住環境の確保の観点から、妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 「港区区民向け住宅のあり方検討委員会」の検討結果を受け、事業の見直しを図ってください。 |
| 事業の課題 | 区内の実際の家賃と高齢者の希望家賃とのマッチングが難しいため、あっせん件数（申込件数）、成立件数ともに、非常に少ない状況となっています。債務保証制度の周知を徹底するとともに、高齢者の転居先の確保のための新たな方策を、障害者福祉課、子ども家庭課とともに検討する必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 「港区区民向け住宅のあり方検討会」での検討結果は、シティハイツの中堅層への転用という方針であったため、本事業の趣旨とは関連するものではありませんでした。今後は公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部から具体的な実例を聞き取りながら、どのような支援内容が効果的なのか研究を行っていきます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者が減少するとは考えにくい状況です。公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部によると、区外への物件成立案件もあるようです。高齢者が要望に合う物件を見つけるために、今後も事業を継続する必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 平成19年度まではあっせん件数が二桁台でしたが、平成20年度から一桁台で推移しており、減少傾向です。しかし、住宅に関する相談のきっかけとなっている事業は他にないため、相談の契機となるという意味で効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 事業の周知のためにポスターを作成し、各総合支所やあっせん協力不動産店等に掲示しました。より効果的な事業内容へと見直しを図るため、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部と検討を進めています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | ○ 拡充 | ● 継続 | ○ 改善 | ○ 廃止 | ○ 統合 |
|---|---|------|------|------|------|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | | | | |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | ひとり暮らし高齢者が増加傾向の中、本事業を必要とする高齢者のニーズがなくなることは考えにくい状況であるため、継続とします。 昨年度に引き続き、ポスターの作成・掲示等を通して、本事業の周知の徹底を図ります。 また、民間賃貸住宅あっせん事業を担当する高齢者支援課、障害者福祉課及び子ども家庭課で課題の共有や現状把握等をするとともに、助成金の内容や支払方法をはじめ、公益社団法人東京都宅地建物取引業協会港区支部にあっせん状況の報告を求めながら、効果的な支援内容や事業実施方法見直しについて研究、検討を進めていきます。 | | | | |

No 189

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者世帯居住安定支援 | 開始年度 | 平成 13 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑤ 安心して住み続けられる住まいの確保・支援 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 民間賃貸住宅の取壊しで、立退きを求められている高齢者の世帯に対して、転居後の家賃等の一部を助成することにより、住宅の確保を支援し、居住の安定を図ります。 |
| 事業の対象 | <p>廃止前の港区高齢者等民間賃貸住宅住み替え家賃等助成事業実施要綱に基づき、家賃等の助成を受けている世帯で、次のすべての要件を満たす世帯</p> <p>①世帯の所得が、3,228,000円を超えていないこと。 ②自己又は同居する人が、住宅を所有していないこと。 ③区の指定する公営住宅の申込みを行うこと（公営住宅に落選した証明を提出）。</p> |
| 事業の概要 | <p>平成17年度末をもって新規申請の受付は、終了しています。 それ以前に決定された者について港区高齢者等居住安定支援事業実施要綱に定める要綱第3条第2項【契約更新料】、第4条第1項第1号イ（イ）【家賃助成額】、第18条第2項【火災保険料】のただし書き「区長が特に認めるとき」の取扱いの特例措置に基づき事業を継続しています。</p> <p>《特例措置の内容》次の対象世帯は、平成19年4月以降においても、当分の間、契約更新助成の廃止、家賃助成の減額及び家主に対する火災保険料助成の廃止を猶予する。①平成18年の世帯全員の住民税が非課税であること。②世帯に介護保険法に基づく要介護1～5の認定を受けている者がいること。③世帯の預貯金合計が1人世帯は300万円以下とし、世帯の人数が1人増すごとに100万円を加算し、それ以下であること。</p> |
| 根拠法令 | 港区高齢者世帯等居住安定支援事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-------|----|--------|--------|------|----|-----|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 助成世帯数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 11 | 11 | 100.0% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 10 | 8 | 80.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 8 | — | — | 平成29年度 | | — | — | 平成29年度 | | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>平成18年3月31日で新規受付を終了しており、年々死亡や施設入所による転出等の理由で減少しています。 平成29年5月現在で助成対象者は7人です。 住宅確保支援という事業目的を果たしています。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|-----|-----|--------|------|--------|--------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 12,513 | 12,414 | 0 | 0 | 99 | 0 | -117 | 0 | 12,396 | 11,213 | 90% |
| 平成28年度 | 11,762 | 10,905 | 0 | 0 | 857 | 0 | -3,339 | 0 | 8,423 | 8,389 | 100% |
| 平成29年度 | 8,167 | 8,167 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|----------------------------------|--|
| コスト削減の余地 工夫・余 | 転居後の家賃と転居前の家賃との差額（毎月）、契約更新料（契約更新時）及び火災保険料（毎年度1回）について金銭給付する事業であるため、実施手法や実施主体の観点からコスト削減する余地はありません。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 平成17年度末をもって、新規申請の受付を終了しています。 |
| 他団体等の 取組状況 (類似事業の有無) | 他区で実施している場合でも助成限度額を2万円～4万円としておりますが、港区は家賃が高額であることを踏まえると、他区より助成限度額が高くなっています。 |
| 区関与の必要性 (実施する必要性) | 住宅の確保や居住の安定の観点から、特例措置による事業の継続は妥当です。 |
| 前年度の最終評価 及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 新規受付は終了しており、現在助成を受けている特定の者を対象とした事業となっています。 |
| 次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等) | 新規受付は終了していることから、現行維持とします。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--------------------------------|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 住宅困窮者の居住安定を図るため、事業継続は必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 本事業によって、住宅困窮者の居住安定が図られています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 既に新規受付を終了していますが、当初の目的は達成しています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | | | | | |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) | 住宅困窮者の居住安定の観点から、特例措置による事業の継続は妥当です。 |
|-------------------------------------|------------------------------------|

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

No 190

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者家事援助サービス | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ④ 地域で安心して暮らせる基盤の整備 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 家事等が困難で日常生活を営むのに支障がある高齢者の家庭に、家事援助を行うホームヘルパーを派遣し、高齢者が地域の中で安心して自立した生活を営むことができるように支援します。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する人で、65歳以上のひとり暮らし、65歳以上の高齢者のみの世帯の人で ①自立判定者（介護認定の未判定者を含む） ②基本チェックリストによる介護予防・生活支援サービス事業対象者 ③介護保険の介護認定で要支援1・2の人 ※②と③に該当する人は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービスを最大限利用している人に限ります。 ※申請時に高齢者相談センターにおいて、日常生活が困難であると判定した者のみ受け付けています。 ※介護保険法の改正により、平成28年4月から新たに総合事業対象者を追加しました。 |
| 事業の概要 | ①衣類の洗濯 ②住居の清掃 ③生活必需品の買い物等の家事の援助をします。 自立・総合事業対象者・要支援1は週2時間まで。要支援2は週3時間まで。ただし、総合事業対象者は、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問介護、要支援1、2の対象者は、介護サービスの予防給付を限度額まで利用したものに限りです。 自己負担A区分（生活保護受給者）：無料 自己負担B区分（住民税非課税者）：120円 自己負担C区分（上記以外の者）：200円 ※おおむね6か月ごとに高齢者相談センターが状況調査（アセスメント）を実施し、事業継続の必要性を判断します。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標 | 指標1 | 延べ利用者数 | | | 指標2 | 延べ派遣時間 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 2,400 | 1,287 | 53.6% | 平成27年度 | 11,340 | 7,714 | 68.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 1,500 | 1,026 | 68.4% | 平成28年度 | 7,488 | 5,995 | 80.1% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 1,300 | — | — | 平成29年度 | 5,234 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | ホームヘルパーの派遣を通じて、家事等が困難になり日常生活に不安を感じている高齢者が安心して在宅生活を送ることに貢献しています。 平成28年4月から基本チェックリストによる総合事業対象者を追加したことで、より正しく判定をし、本当に家事援助の必要な対象者への利用が見込まれ、さらに介護保険対象者については、認定手続きをスムーズに案内できるようになります。 緊急一時介護人派遣と事業統合したことについては、事務処理の時間短縮に繋がりました。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|--------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 26,858 | 26,858 | 0 | 0 | 0 | 0 | -3,124 | 0 | 23,734 | 18,041 | 76% |
| 平成28年度 | 17,830 | 17,830 | 0 | 0 | 0 | 0 | -2,732 | 0 | 15,098 | 14,521 | 96% |
| 平成29年度 | 12,628 | 12,628 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 平成24年度から高齢者相談センターが6か月に一度のアセスメントを実施しています。これにより、家事援助サービスの適切な利用が行われ、介護保険への適切な移行も行っていきます。この結果、前年度同様、平成26年度から平成27年度にかけて延べ利用者及び述べ派遣時間は大幅に減少しました。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 退院後やケガ等により日常生活を営む上で支障のある場合、ひとり暮らし高齢者等にとって家事援助サービスは必要です。また、要支援1・2の人の中には、介護保険サービスだけではカバーできないケースがあります。今後もひとり暮らし等の高齢者の増加が予測され、ニーズは高くなると予想されます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | ほとんどの23区内で家事援助サービスに類するサービスは行われていますが、対象者要件に自立、要支援1・2の両方が含まれているのは港区のみとなっています。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | アセスメントの徹底により適正なサービス利用が行われ、利用件数は減少していますが、介護保険の対象とならない日常生活に支障（病気やケガ等の緊急状態）のある高齢者を支援する事業であり、継続することが必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 介護保険法の改正に伴い、「基本チェックリストによる事業対象者」が新総合事業の訪問介護を受けられるようになったため、平成28年3月末に港区高齢者家事援助サービス事業実施要綱を一部改正し、さらに緊急一時介護人派遣と統合しました。介護保険が優先となるため、家事援助サービスの対象の明確化が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 将来に向けて適切なサービスで在り続けられるよう、高齢者相談センター等関係機関と調整の上、本サービスを根本的（対象者、料金体系、利用期間等）に見直すことを踏まえて検討中です。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | アセスメントの徹底により適正なサービス利用が行われ、利用件数は減少していますが、介護保険の対象とならない日常生活に支障（病気やケガ等の緊急状態）のある高齢者を支援する事業であり、継続することが必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 定期的なアセスメントの実施により、当事業を必要とする人にサービスを適正に提供することができており、効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 各高齢者相談センターによるアセスメントを行い対象者の状況把握をすることは、他の施策へつなげるためにも効率性が高いです。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|---|---|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 現在の高齢者家事援助サービス事業は、高齢者相談センターによる申請時の判定とおおむね6か月ごとのアセスメントにより、必要な対象者に実施されています。 平成28年4月から基本チェックリストによる総合事業対象者を追加したことで、より正しく判定をし、本当に必要な対象者への利用が見込まれ、さらに介護保険対象者については、認定手続きをスムーズに案内できるようになります。なお、検討中であつた事業内容に関連する部分が多い「高齢者緊急一時介護人派遣」との事業も統合しました。さらに介護保険対象者については、認定手続きをスムーズに案内できるようになります。 |

No 191

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 通院支援サービス事業 | 開始年度 | 平成 21 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 医療機関への通院に介助が必要な高齢者に対し、介護保険制度の対象にならない医療機関での待ち時間において付き添いを提供することにより、高齢者の医療機関への通院機会の保障を図り、高齢者の在宅生活を維持することを目的としています。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する要介護1以上の人で、ケアプランに訪問介護（通院介助）又は定期巡回・随時対応型訪問介護看護が計画されている人 ※上記の人で介護保険の2号被保険者の人も含む |
| 事業の概要 | 自己負担金（1時間あたり） 一般：250円（30分毎100円加算） ホームヘルプサービス等の利用者負担助成の受給者70円（30分毎30円加算） 生活保護受給者：無料 利用回数は月3回、1回3時間まで 病院内の待ち時間に訪問介護員が付き添いサービス提供します。（身体介護を行う介護保険制度の対象となる場合を除きます。） |
| 根拠法令 | 港区高齢者通院支援サービス事業実施要綱 |

| 指標 | 指標1 | 延べ利用人数 | | | 指標2 | 延べ派遣回数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
|-------------------|--|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 3,900 | 3,781 | 96.9% | 平成27年度 | 6,100 | 6,010 | 98.5% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 3,792 | 3,336 | 88.0% | 平成28年度 | 6,067 | 5,308 | 87.5% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 3,792 | — | — | 平成29年度 | 6,067 | — | — | 平成29年度 | | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 病院での待ちの時間を一人で過ごすことに不安を感じている利用者が安心して通院を行うことに貢献するとともに、家族の介護負担軽減にもつながっています。 介護保険サービスの適用にならないこのサービスは今後も高い需要が見込まれます。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|--------|-----|--------|------|--------|--------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 21,849 | 5,600 | 0 | 0 | 16,249 | 0 | 89 | 0 | 21,938 | 21,927 | 100% |
| 平成28年度 | 23,756 | 23,756 | 0 | 0 | 0 | 0 | -2,335 | 0 | 21,421 | 19,996 | 93% |
| 平成29年度 | 22,761 | 22,761 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 毎月請求の際に利用者一人ずつの実績報告書の提出で、介護保険サービスの身体介護と混在することなく、通院支援サービスの適用となるサービスのみが請求されることにつながり、適正な支出につながっています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 現在は、通院に家族が付き添うことが難しいケースが少なくなく、今後も需要は増加すると予想されます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 通院支援事業に類する事業を行っている自治体は東京都内で2自治体ありますが、通院支援事業単独での実施や要件を要介護1以上からにしているのは都内でも港区のみです。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 港区は大きな病院が多く待ち時間や病院内での移動距離が長いので、介護保険の適用とならない病院内の待ち時間を区が独自のサービスとして行うことで、高齢者の通院の機会を確保するとともに家族の介護負担の軽減にもつながります。また、家族の支援を受けられない単身高齢者や高齢者世帯が増加しており、高齢者の在宅生活を安心して継続するために区が行うことは必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 通院支援サービスと院内の介護保険適用範囲（身体介護等）の境界線が曖昧な部分が多いため、どのような状況では通院支援サービスなのかという基準を設ける必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 通院支援サービスの運用の仕組みについて、詳細を事業者に周知を定期的に行う必要があります。また、事業者が適正に事業を実施しているかのチェック機能を確立します。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|---|--|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 介護保険の適用とならない病院内の待ち時間を、区の通院支援サービスとして実施することは必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 介護保険の訪問介護と併せての利用が条件のため、自宅から病院内、帰宅といった通院の支援は対象者の通院時の安心につながるサービスであり、効果があると言えます。 |
| ③ 効率性 | 4 | 当事業の申請はケアマネジャーが作成するケアプラン表と申請書を高齢者相談センターへ提出することで完了します。申請の際に利用者や家族に負担はないため、手法は効率的です。 |
| ※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。 | | |
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | | |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>通院の待ちの付き添いを行うことにより、高齢者の安心した通院を可能にし、また家族の負担軽減にもつながっています。このような点から、高齢者の安心した通院機会を確保することができ、在宅生活の継続を可能にするため、在宅支援には必要とされるサービスです。そのため当事業を継続していきます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> | |

No 192

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|---------------|
| 事務事業名 | 高齢者生活管理指導員派遣 | 開始年度 平成 14 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者に対して、訪問により日常生活に関する支援等を行い、要介護状態への進行を予防します。 |
| 事業の対象 | 基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者 |
| 事業の概要 | 基本的な生活習慣の欠如等により居宅が「もの屋敷」化している人に対して、関係部署の十分な検討の後、ホームヘルパーを生活管理指導員として派遣し、室内清掃を実施します。排出されたごみについては、必要に応じて清掃リサイクル事務所の協力を得て処理します。 その後、関係部署の連携により、社会適応が困難な高齢者の日常生活についての支援等を継続して実施します。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者生活管理指導事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|-------------|----|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 高齢者生活管理指導回数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 4 | 0 | 0.0% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 4 | 0 | 0.0% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 2 | — | — | 平成29年度 | | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>本事業の実施により、本人の日常生活の改善とともに、近隣への迷惑な状態の改善を図ることができ、地域で住みつけられる環境をつくることができます。</p> <p>平成28年度指導回数はありませんが、相談は5件あり、事前調査はうち1件です。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|------|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 702 | 702 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 702 | 0 | 0% |
| 平成28年度 | 724 | 724 | 0 | 0 | 0 | 0 | -690 | 0 | 34 | 27 | 79% |
| 平成29年度 | 372 | 372 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 本事業以外の他の方法でごみの処理等ができないか、本人、高齢者相談センター等と十分検討したうえで必要性が極めて高いと判断した場合だけ実施します。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 部屋を整理する意志はあるが、ごみ処理経費を負担できるだけの経済力がなく、継続した生活指導が必要な高齢者がいます。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 足立区では「足立区環境の保全に関する条例」を制定し、最大100万円までの撤去費用を区が負担しています。大阪市など他自治体でも同様の動きがあります。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 基本的な生活習慣の欠如や対人関係不成立等の社会適応が困難な高齢者を対象者とした事業であり、区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | マンション等の集合住宅を対象とする場合、ごみ等の搬入場所、収集時間の調整等の問題があり、近隣住民の理解が不可欠です。精神疾患や認知症の疑いのある対象者について、本事業を実施後に「物取られ妄想」に陥ることがあります。この場合、対象者が区（または高齢者相談センター）を信用しなくなり、その後の支援が困難となるケースがあります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | どのような場合に、本事業の対象となるのか、明確な判断基準が必要です。一方で、事業継続の必要性はあるものの近年実績がないため、他事業または予算計上について統合を図る等検討が必要です。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 在宅高齢者の生活管理指導するためには、今後も継続して事業を実施する必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 民間の専門業者によって部屋のごみを処理することはできます。しかし、本人の生活管理を指導し、日常生活の支援をするためには本事業の実施手段が有効です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 在宅介護に関する専門的な技術・ノウハウと経験を有するとともに、不定期の区からの業務実施要請に対して迅速に対応可能な体制を有する事業者に委託する現行の手法は、効果的です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|--|--|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| <p>・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。</p> <p>・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。</p> <p>・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。</p> <p>・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。</p> <p>・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。</p> | | | | | |
| <p>所管課による評価の理由（事業に対する取組方針）</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載</p> <p>※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載</p> <p>※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> | <p>ここ数年、総合支所や高齢者相談センターには、さまざまな苦情や相談が入ることが少なくなく、ごみの中で暮らす高齢者自身の健康状態に対する懸念や、火災の恐れ、悪臭や害虫などの被害が地域の問題となっているケースもあります。こうした実態を勘案すると、引き続き本事業を実施する必要があります。また、関係機関への周知や説明を強化していくことが重要と考えます。</p> <p>本事業の実施件数は、例年2件程度です。</p> <p>自費での対応や他の方法の可能性も探るなど、各総合支所区民課、高齢者相談センター等の各機関と連携を図りながら、本事業の対象者かどうか判断しています。</p> <p>対象者と関係機関でのヒアリングのもと、生活の改善に向けてアセスメントを行います。最終的に自費対応による他のサービスにつながったり、本人が清掃などの改善を行わない意思を示したり等、本事業実施に至らないケースが大部分です。このようにヒアリングを積み重ね慎重に判断することで適切な支援につながっていることを踏まえ、本事業の手法についても適正と判断し継続としますが、予算の小事業としては、他の事業との統合を検討します。</p> | | | | |

No 193

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| 事務事業名 | 高齢者等紙おむつ給付及びおむつ代助成 | 開始年度 平成 6 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | <p>《おむつ給付》 身体機能が低下しても、高齢者が快適に日常生活を送ることができるよう生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担の軽減を図るため紙おむつを給付します。</p> <p>《おむつ代助成》 区の給付する紙おむつを使用できない医療機関に入院している人に対しては、おむつ代を助成します（限度額 月額10,000円）。 ※ただし、同じ月におむつの給付とおむつ代助成との併用はできません。</p> |
| 事業の対象 | <p>①区内に住所を有する要介護認定「要支援1」以上で、常時臥床及び失禁状態にある人</p> <p>②その他特に必要と認める人</p> |
| 事業の概要 | <p>《おむつ給付》 【給付内容】 61種類のおむつの中から給付限度の範囲内で選択する方式。給付限度点数100点までは自己負担金500円。給付限度点数100点を超える追加注文も可能（1点当たり100円の計算で追加分の費用を自己負担金とともに支払います。） 【給付方法】 委託業者が月1回指定の場所に配送。随時や隔月などの配送も可能。 【利用者負担金】 月額500円（都内配送）。 ※都外配送の場合は、配送料金+自己負担金500円</p> <p>《おむつ代助成》 【助成内容】 区が給付する紙おむつを持ち込むことができない医療機関に入院する場合、月額10,000円を限度に、支払ったおむつ代を助成。4・8・12月の年3回の請求に基づき、それぞれ4か月分を助成。</p> |
| 根拠法令 | 港区高齢者紙おむつの給付等に関する要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|---------------|-------|--------|--------|----------------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | おむつ給付の月平均利用者数 | | | 指標2 | おむつ代助成の月平均利用者数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 1,693 | 1,655 | 97.8% | 平成27年度 | 24 | 26 | 108.3% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 1,673 | 1,724 | 103.0% | 平成28年度 | 28 | 27 | 96.4% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 1,720 | — | — | 平成29年度 | 27 | — | — | 平成29年度 | | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>事業の実施により、高齢者が快適に日常生活を送るための支援と経済的負担の軽減という事業目的を達成することができ、高齢者の在宅生活の維持に役立っています。 平成28年度の一人当たりの利用金額は、平均7,921円でした。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|---------|---------|-------|------|----|-----|-------|------|---------|---------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 168,216 | 168,216 | 0 | 0 | 0 | 0 | 117 | 0 | 168,333 | 165,713 | 98% |
| 平成28年度 | 167,748 | 167,748 | 0 | 0 | 0 | 0 | 7,387 | 0 | 175,135 | 175,000 | 100% |
| 平成29年度 | 174,004 | 174,004 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 利用者については介護予防事業にご案内するなど、今後増加していく経費を抑制に努めていく必要がありますが、常時臥床及び失禁状態の人は事業の対象とすることが必要です。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 高齢者数の増加に伴い、今後も区民のおむつの需要は増加傾向が見込まれます。要介護認定を受ける際、要支援がつかつかつかないかでトラブルが生じるケースがありました。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 23区では対象者要件が要介護以上である区がほとんどです。要支援1以上から利用できるのは港区のみとなっています。助成上限金額も、港区の10,000円が23区で最高額です。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | おむつを必要とする要介護高齢者の生活環境の保持と介護家族の負担軽減に役立っており、本事業を区が実施することは妥当です。また、港区は他区に比べ対象者を幅広く設定しており、かつ、給付限度も高いため、ひとりひとりの身体の状態に合わせて利用できる制度となっており、区民から助かっているというお声をいただいています。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 他介護予防事業の関連性を含め、高齢者が自立した生活を送ることで、今後増加していく経費を抑制するような仕組みを検討してください。 |
| 事業の課題 | 要介護(要支援)認定者の増加に伴い紙おむつ給付申請件数が増加すると予想され、そのため今後も委託料の増加が見込まれます。また、利用者の増加に伴って、配送に関する利用者からの意見の増加や要望の多様化が見られるため、現状のサービスをより質の高いものにするべく、委託業者へのさらにきめ細かい指導や調整が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 介護予防事業の一環として、生活習慣の改善や筋力低下を抑えるような健康体操や講座などのプログラムを通して、尿漏れや失禁防止などに効果のある内容を取り入れたりと、周知するなどの取組を検討しています。さらに申請者やその家族、ケアマネジャー等に、必要以上のおむつ給付にならないよう月ごとの給付量の調整について周知徹底します。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 区民の要望は高く、事業の実績も増加していることから、今後も継続していくことが必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 紙おむつ給付、おむつ代助成のいずれも実績増となっており、効果性は高いと評価できます。 |
| ③ 効率性 | 4 | 失禁状態やねたきりの高齢者に紙おむつ給付で在宅生活を支援しており、有効な手法です。また、おむつ代助成では医療機関に支払ったおむつ代金の一部を助成することで介護者の経済的負担の軽減を図り、有効な手法です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|-------------------------------|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | <p>本事業は、紙おむつが必要な高齢者の快適な日常生活を生活環境面から支援するとともに、家族の介護負担や経済負担の軽減にもつながっています。</p> <p>新規申請者のうち要支援1、2の人の割合は、全体の約18%と一定のニーズがあり、要支援者を本事業の対象としている効果は高いと言えます。</p> <p>引き続き紙おむつの必要量を調整できる仕組みとして、受給者が適正なおむつの分量を毎月ではなくても数か月をまたいで注文していただくなど周知が必要です。</p> |
| ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 | |
| ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 | |
| ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | |

No 194

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | ねたきり高齢者寝具乾燥消毒 | 開始年度 | 昭和 48 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | 在宅で寝たきりの状態またはこれに準ずる状態にある高齢者が使用している寝具を乾燥等消毒し、臥床環境を改善します。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有し、在宅で生活する65歳以上で、要介護3以上の人 |
| 事業の概要 | <p>寝具の乾燥消毒を毎月（年12回、うち1回は水洗い）、寝具乾燥車を配車して実施します。</p> <p><利用者負担></p> <ul style="list-style-type: none"> ・寝具1組（乾燥消毒）：150円 ・掛布団1枚（水洗い）：300円 ・敷布団1枚（水洗い）：300円 ・毛布1枚（水洗い）：50円 <p>※水洗いは毎年1月に実施します。</p> |
| 根拠法令 | 港区寝具乾燥等消毒事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|----------------------------|------|-----|-------|--------|--------|----|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 利用件数 | | | 指標2 | 新規申請者数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 400 | 362 | 90.5% | 平成27年度 | 20 | 33 | 165.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 400 | 350 | 87.5% | 平成28年度 | 20 | 22 | 110.0% | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 400 | — | — | 平成29年度 | 20 | — | — | 平成29年度 | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 在宅の介護度の高い高齢者の衛生環境を保持しています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|----|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 929 | 929 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 929 | 914 | 98% |
| 平成28年度 | 881 | 881 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 881 | 853 | 97% |
| 平成29年度 | 923 | 923 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 毎年、入札により決定した業者と年間契約を締結するとともに、地区・日程を調整し効率的に配車していることにより、経費節減を図っています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 要介護高齢者の増加に伴い、今後も引き続きの区民ニーズが見込まれます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 23区すべてで同様の事業を実施しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 在宅の要介護高齢者の生活環境を整えるため、区の事業として実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 要介護3以上で本サービスが必要な人に、介護支援専門員、高齢者相談センター、ふれあい相談員、総合支所等と連携し、一層の周知が必要です。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 羽毛布団などのコストがかかる洗浄が必要な場合も少なくなく、財政面での調整が必要です。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 今後も区民ニーズや要望が見込まれ、事業の継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 在宅の要介護高齢者の衛生保持に効果があります。 |
| ③ 効率性 | 5 | 寝たきりの高齢者宅に寝具乾燥車を配車し、その場で事業を実施することで、在宅の高齢者にとって効率的な事業です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|-------------------------|---|
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) | 高齢者が地域で安全安心に生活するために、今後も区民ニーズ、要望が見込まれるため、事業の継続が必要です。 |
|-------------------------|---|

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|---------------|
| 事務事業名 | 高齢者福祉キャブ及び緊急移送サービス運行 | 開始年度 平成 57 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 寝たきりの高齢者、または車椅子を使用しなければ歩行困難な人の移動手段を確保するため、福祉キャブ（昇降装置付きタクシー）を運行しています。 また、福祉キャブ利用者が緊急時に民間救急移送サービスを利用する場合に費用の一部を助成することにより、高齢者の在宅生活の支援を図り、福祉の向上に役立てます。 |
| 事業の対象 | ・おおよね65歳以上で、一般の交通機関を利用することが困難な人 ・おおよね60歳以上で、下肢が不自由な人 |
| 事業の概要 | <p><高齢者福祉キャブ> ○福祉キャブ利用カードを交付し、高齢者の社会参加を促進しています。 【福祉キャブ運行台数】 5台（障害者福祉課分の1台とあわせて合計6台で運行しています。） 【予約方法】 運行委託業者に利用者が直接申し込む(利用日の1ヶ月前からの予約) 【運賃】 普通車タクシー料金と同じ 【利用区域】 出発地または到着地が東京23区・武蔵野市・三鷹市 【介助人利用助成】 ヘルパー資格を有する介助人を利用した場合、介助人1人分の2,160円を助成します。</p> <p><緊急移送サービス> ○夜間の緊急時等福祉キャブの利用が困難な場合に利用します。 【受付・運行時間】 24時間 【運賃】 ハイヤー料金と同額 【利用者負担】 ①利用料金が10,000円以下の場合、利用料金の30%に相当する額。②利用料金が10,000円超の場合、3,000円+10,000円を超える部分の額。</p> |
| 根拠法令 | 港区福祉キャブ利用カード交付要綱 港区緊急移送サービス利用助成事業実施要綱 |

| 指標 | 指標1 | 福祉キャブ延べ利用人数 | | | 指標2 | 介助人利用助成件数 | | | 指標3 | 緊急移送サービス延利用件数 | | |
|--------|--------|-------------|-------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|---------------|-------|-------|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 7,070 | 7,100 | 100.4% | 平成27年度 | 533 | 617 | 115.8% | 平成27年度 | 10 | 8 | 80.0% |
| 平成28年度 | 7,100 | 6,609 | 93.1% | 平成28年度 | 443 | 113 | 25.5% | 平成28年度 | 12 | 7 | 58.3% | |
| 平成29年度 | 6,650 | — | — | 平成29年度 | 130 | — | — | 平成29年度 | 10 | — | — | |

| | |
|-------------------|--|
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>病院受診等に利用されることが多く、高齢者の外出を支援しています。 また、介助人を利用することができることにより、単身者や高齢者のみ世帯の外出支援につながっています。 緊急移送サービスは、福祉キャブの利用が困難な場合に利用できる事業で、件数は年間10件以下ですが福祉キャブの予約が取れない、急なキャンセルが生じるなど緊急時の場合などの福祉キャブ事業の補完をする重要な役割を果たしています。</p> |
|-------------------|--|

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|---|--------|-------|-------|----|-----|------|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 36,190 | 28,361 | 0 | 7,829 | 0 | 0 | 16 | 0 | 36,206 | 36,124 | 99% |
| 平成28年度 | 36,389 | 28,374 | 0 | 8,015 | 0 | 0 | -305 | 0 | 36,084 | 35,344 | 99% |
| 平成29年度 | 37,171 | 29,235 | 0 | 7,936 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | 平成28年度に、高齢者福祉キャブ運行と高齢者緊急移送サービス援助事業を統合しました。緊急移送サービス援助事業の事業費の状況は、平成27年度の予算額は140,000円で執行率は37%、平成28年度の予算額は118,000円で執行率は42%です。 | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 毎年競争入札により、運行事業者を決定しコスト削減に努めています。 |
| 区民ニーズや要望(今後の需要見込み) | 通院の利用者が主でしたが、近年ではデパートやいきいきプラザなど行き先がさまざまになり、今後も利用者が増加することが予想されます。 |
| 他団体等の取組状況(類似事業の有無) | 23区中18区と、ほとんどの区で実施していますが、介護要件の設定、利用回数を限定するなど様々な利用条件があります。港区は介護要件の設定、利用回数の制限を設けず、歩行困難な高齢者の外出の機会を確保しています。 |
| 区関与の必要性(実施する必要性) | 要介護者には介護保険の「通院等乗降介助」がありますが、ケアプランに決められているサービスで自由度が少なくなっています。歩行が困難な高齢者の外出機会を確保するために、一般タクシー料金で利用可能な本事業を区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 統合 |
| 事業の課題 | 福祉キャブの利用予約は先着順に受け付けているため、予約が重なった場合、必要度に応じた配車が困難となっています。その場合は、緊急移送サービスの利用を促します。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等) | 予約が重なったり、急なキャンセルが生じた場合の対応について、事業者に聞き取る等現状の把握に努め、必要に応じて改善を図る必要があります。 |

| 一次評価(所管課による自己評価) | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 一般の交通機関を利用することが困難な人が利用するサービスであり、殆どが病院受診に利用されています。また、最近はデパートやいきいきプラザなど行き先が様々になり、地域での外出支援となっています。 |
| ② 効果性 | 4 | 指標は、利用件数と稼働数に関して、100%近い達成率となっているため効果性はあると考えられます。運行の範囲も広範囲におよぶため、利用者の要望にきめ細やかに対応することが可能となっています。 |
| ③ 効率性 | 4 | 当事業は迎車料金がかからずタクシー料金と同額で利用でき、乗降・降車の介助を行い、安全に外出を支援するサービスです。その点から福祉キャブの運行は高齢者の外出に対して効率的に支援を行っています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|---|--|
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |
| 所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 利用件数も毎年多い状態が続いており、歩行困難な高齢者等の移動手段を確保する必要性は高く、事業の継続が必要です。 また、緊急移送サービスについても、突然の事故や病気、夜間の緊急時における配車手配の確保、さらには福祉キャブの予約が困難な場合の補完的なものとして、必要であり事業の継続は必要です。 |

No 196

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | |
|-------|-----------------------------------|---------------|
| 事務事業名 | 高齢者福祉理美容サービス | 開始年度 平成 52 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 在宅で寝たきりの状態にある高齢者に、理美容登録カードを交付し、理容師・美容師による出張サービスを行うことにより、健康保持の一助とするとともに家族の介護の軽減を図っています。 |
| 事業の対象 | 区内に住所を有する65歳以上で、要介護3以上の人を対象としています。 |
| 事業の概要 | <p>【所得制限】なし 【実施回数】年6回まで 【利用者負担】1回500円 【有効期間】4月1日から翌年の3月31日まで 【利用方法】 港区福祉理美容協力店名簿（62店舗）・港区福祉美容協力店名簿（32店舗）に登録された店で利用できます。</p> |
| 根拠法令 | 港区福祉理美容登録カード交付要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--------------|-----------|-----|--------|--------|-------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 登録者数（年度末） | | | 指標2 | 利用延件数 | | | 指標3 | | | |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 700 | 550 | 78.6% | 平成27年度 | 1,132 | 1,042 | 92.0% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 700 | 574 | 82.0% | 平成28年度 | 1,086 | 1,019 | 93.8% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 700 | — | — | 平成29年度 | 1,148 | — | — | 平成29年度 | | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 登録者数は増加傾向です。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|-------|-------|------|----|-----|----|------|-------|-------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 6,793 | 6,793 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,793 | 6,258 | 92% |
| 平成28年度 | 6,516 | 6,516 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6,516 | 6,114 | 94% |
| 平成29年度 | 6,889 | 6,889 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|----------------------------------|---|
| コスト削減の余地 工夫・余 | 訪問理美容サービスは、利用者の自宅へ出張してサービスを行うため、理美容店の人手不足になり協力登録店の辞退が少なくなく、協力登録店減少が課題となっており、このような理由から、金額の維持が必要です。 |
| 区民ニーズや要望 (今後の需要見込み) | 今後の需要については、高齢者人口の増加とともに登録者数の増加が見込まれます。 |
| 他団体等の 取組状況 (類似事業の有無) | 23区において同様のサービスを実施しています。 |
| 区関与の必要性 (実施する必要性) | 寝たきり高齢者の健康的な生活の保持と介護家族の負担軽減に役立っており、手ごろな負担で利用できる本事業を区が実施することは必要です。 |
| 前年度の最終評価 及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 利用者の自宅へ出張してサービスを行うため、理美容店の人手不足になり協力登録店の辞退が少なくなく、協力登録店が減少傾向にあることが課題です。 |
| 次年度へ向けた 事務の改善点 (付帯意見への対応等) | 理美容店の協力登録リストの管理を正確に行うとともに、協力店の新規開拓及び継続ができるよう働きかけに努めます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 今後も区民需要は増加が見込まれます。在宅高齢者の保整の向上のために、理美容サービスの必要度はきわめて高いため、必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | ねたきり状態の高齢者の清潔と生活の質が保たれているとともに、介護家族の負担軽減にも効果があります。 |
| ③ 効率性 | 4 | 理容・美容組合への委託であり効率的です。また、理美容師が自宅に来てくれることは、寝たきり高齢者にとっては効率的です。ただし、協力登録店の継続的な確保を図るため、理容・美容組合への働きかけが必要です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | | | | | |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|--|--|
| 所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) | 現在の制度については、在宅高齢者のニーズも高く、たとえ外出機会が少なくても、清潔さを保ち、おしゃれをすることによって生活に潤いを持つことから、利用者から好評を得ています。 よって、事業継続の必要性が高いと言えます。 |
| ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載 | |

No 197

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者はり・マッサージサービス事業 | 開始年度 | 昭和 28 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

事業概要

| | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 高齢者に対し、はり・マッサージサービスを実施することにより、高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進を図ります。 |
| 事業の対象 | 65歳以上の区民 |
| 事業の概要 | <p>各いきいきプラザ及び芝浦アイランド児童高齢者交流プラザで、健康保持増進のため、はり・マッサージサービスを実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・はり・マッサージの施術は、港区視覚障害者福祉協会に事業委託しています。 ・実施回数は、年間22回。(各回2日間) 1回あたり定員60人(1日30人×2日間) ・毎回「広報みなど」で募集の周知をし、実施施設で直接受け付けます。 ・利用料金は、1回につき1,000円。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者はり・マッサージサービス事業実施要綱 |

事業の成果

| 指標 | 指標1 | 利用者数 | | | 指標2 | | | | 指標3 | | | |
|--------|--------|-------|-------|--------|--------|------|----|--------|--------|------|----|-----|
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | 平成27年度 | 1,419 | 883 | 62.2% | 平成27年度 | | | | 平成27年度 | | | |
| 平成28年度 | 952 | 725 | 76.2% | 平成28年度 | | | | 平成28年度 | | | | |
| 平成29年度 | 853 | — | — | 平成29年度 | | — | — | 平成29年度 | | — | — | |

成果の概要
(指標の説明等)

高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあります。
しかし、平成27年度あたりから利用実績の低下がみられます。
平成28年度の一人あたりの利用単価は7,921円でした。

事業費の状況(単位：千円)

| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
|--------|-------|-------|-------|------|----|-------|------|------|-------|-------|------|
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 4,944 | 3,864 | 0 | 0 | 0 | 1,080 | 0 | 0 | 4,944 | 4,935 | 100% |
| 平成28年度 | 4,943 | 4,943 | 0 | 0 | 0 | 0 | -955 | 0 | 3,988 | 3,988 | 100% |
| 平成29年度 | 4,939 | 4,943 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |

予算・決算に関する特記事項

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 港区視覚障害者福祉協会に委託しており、施術時間にもなう人件費を踏まえて、委託金額の維持は必要です。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 継続して利用されている方も少なくありません。比較的安価であり・マッサージが受けられ、健康保持に役立っているとの声もいただいています。 また、港区視覚障害者福祉協会に委託することにより、障害者雇用促進の面でも重要なニーズを果たしています。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 港区以外の19区がマッサージサービスを実施しています。そのうち江東区、世田谷区、杉並区、板橋区、足立区、葛飾区は、はりも実施しています。（平成28年度区市町村における高齢者福祉施策一覧より） |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、港区視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあるため、事業の継続が必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 委託先が港区視覚障害者福祉協会の特命随契であり競争性はありませんが、視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もある事業です。近年は施術者の高齢化、人手不足が課題に挙げられます。施術者一人当たりの負担が増加していますので、後継者等の検討が今後課題になってくると考えられます。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 本事業を広報みなと高齢者特集号掲載、チラシの作成等広く区民に周知できるように努めます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という効果もあるため、事業の継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 健康保持に役立っているという声もいただいております、事業の目的を果たしていることから有効です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 「広報みなと」で募集を行い、実施施設で直接受け付けることは効率的であり、広く周知出来ることから有効です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
|------|--|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|-------------------------|--|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>長年継続している事業であり、例年利用者数が安定していますが、平成27年度あたりから、利用実績の低下がみられます。</p> <p>高齢者の外出機会の確保と健康保持・増進という効果に加えて、視覚障害者福祉協会の障害者の方たちの仕事の機会の創出という意味合いも含め、広報みなと高齢者特集号掲載やチラシの作成等広く区民に周知できるように努めます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> |
|-------------------------|--|

| 評価対象 | | | |
|-------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者無料入浴券給付 | 開始年度 | 昭和 57 年度 |
| 所属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所管課長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基本政策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政策名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施策名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 70歳以上の高齢者に対して、無料入浴券を給付することにより、生活意欲の向上及び健康維持を図ります。 |
| 事業の対象 | 70歳以上の区民 |
| 事業の概要 | <p>港区（一部近隣区）内の公衆浴場で無料で利用できる「入浴券」を最大52枚給付します。</p> <p>※申請月により、給付枚数が変わります。</p> <p>※公衆浴場の入浴料：460円</p> <p>有効期間：4月1日から翌年3月31日まで</p> <p>申込み：各総合支所区民課保健福祉係</p> |
| 根拠法令 | 港区無料入浴券給付事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|-----------|---------|--------|--------|-----------|-------|--------|--------|------|----|-----|
| 指標 | 指標1 | 無料入浴券利用枚数 | | | 指標2 | 無料入浴券受給者数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 171,000 | 168,830 | 98.7% | 平成27年度 | 5,856 | 5,950 | 101.6% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 166,966 | 158,815 | 95.1% | 平成28年度 | 6,910 | 6,261 | 90.6% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 150,875 | — | — | 平成29年度 | 6,571 | — | — | 平成29年度 | | | | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | <p>高齢者が浴場に足を運び、入浴することで生活意欲の向上及び心身の健康維持につながります。また、区内の浴場の利用促進にも役立っています。</p> <p>平成28年度は296,848枚の入浴券を給付し、158,815枚の利用がありました。利用率は53.5%です。平成25年からほぼ横ばいですが、昨年度より約2%減少しました。</p> | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|-----|------|--------|--------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 80,134 | 80,134 | 0 | 0 | 0 | 0 | -55 | 0 | 80,079 | 77,671 | 97% |
| 平成28年度 | 78,931 | 78,931 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 78,931 | 75,026 | 95% |
| 平成29年度 | 67,110 | 67,110 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | これまでは一斉更新対象者は全員52枚給付していましたが、平成29年度分の入浴券一斉更新については、枚数選択制を導入しました。 このことにより、必要な枚数のみ利用することが見込まれます。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 入浴券が利用できる浴場を増やしてほしい等の要望があります。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 15区が入浴券等を配布しています。対象年齢は60～70歳以上です。無料券等を発行しているのは、千代田区、港区、新宿区の3区です。 また、入浴券ではなくICカードや入浴証等を発行している区は8区です。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 区内等の公衆浴場と連携して行なう、高齢者に対する助成事業のため、区が実施することは妥当です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 入浴券に発行番号を記載していますが、対象者の記名はありません。このため、浴場に入る無料入浴券持参者が、対象者本人であるか確認するのが難しいです。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 平成29年度分の入浴券の一斉更新時から枚数選択制を導入しました。これにより、真に必要な分のみ利用されることが期待されます。今後も引き続き対象者の見直し等も行っていきます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|--|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 区民に好評であり、利用実績も高く、区内浴場の振興にも役立つ事業であるため、継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 高齢者が浴場に足を運び入浴することで健康維持につながるのと同時に、積極的な外出のきっかけとなり、生活意欲の向上につながるため、効果的です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 一斉更新時は、事務の煩雑化を防ぐため、郵便書留により入浴券を送付しています。これ以外の場合は支所で窓口交付しており、効率的な手法を行っています。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|---|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 | |

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | 本事業は、高齢者の外出の機会の創出や衛生面の保持に役立っており、ニーズは高いです。また、公衆浴場を利用する機会の創出という面も同時に持っています。 こういったことから事業継続は必要です。 70歳以上の高齢者が増加していく中で、給付方法、対象者の見直しを行いながら、持続的な事業にしていく方法を検討していきます。 |
|---|---|

No 199

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者サービス改善 | 開始年度 | 平成 13 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者福祉係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

| 事業概要 | |
|-------|--|
| 事業の目的 | 高齢者福祉サービスに関し、苦情相談等の内容を検討し、高齢者福祉サービスの質の向上をめざします。 |
| 事業の対象 | 高齢者福祉サービス（介護保険サービス含む）利用者 |
| 事業の概要 | 学識経験者等で構成する「高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会」を開催し、介護・高齢者福祉サービスに関する苦情を解決するための審査、提言を行います。 委員の構成 5名（保健福祉、医療、法律、消費生活各分野） |
| 根拠法令 | 高齢者福祉サービスの苦情解決及び質の向上に関する委員会設置要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|---------|----|--------|--------|------|----|-------|--------|------|----|-----|
| 指 標 | 指標1 | 委員会開催回数 | | | 指標2 | 苦情件数 | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 4 | 4 | 100.0% | 平成27年度 | 8 | 7 | 87.5% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 4 | 3 | 75.0% | 平成28年度 | 8 | 3 | 37.5% | 平成28年度 | | | |
| | 平成29年度 | 4 | — | — | 平成29年度 | 8 | — | — | 平成29年度 | | — | — |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 区の介護・高齢者福祉サービスの相談事例について、第三者の立場から学識経験者が専門的視点によりサービス提供の問題点や改善点を検討し提言を行うことで、利用者本位のサービスの質の向上につなげることができます。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|-------|------|-------|------|----|-----|-----|------|------|------|-----|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 395 | 197 | 0 | 198 | 0 | 0 | 120 | 0 | 515 | 337 | 65% |
| 平成28年度 | 513 | 257 | 0 | 256 | 0 | 0 | -9 | 0 | 504 | 346 | 69% |
| 平成29年度 | 516 | 258 | 0 | 258 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|--|
| コスト削減の工夫・余地 | 東京都の「高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」を活用することにより、収入確保に努めています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 区に寄せられた介護・高齢者福祉サービスの苦情について、第三者機関による専門的な検討や助言が求められています。また、これらをもとにした、介護・高齢者福祉サービスの不断の改善が必要です。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 品川区介護保険制度推進委員会 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 第三者の学識経験者等が構成する委員会であり、他への代替性はありません。保険者としての介護保険制度上の苦情対応の仕組みであり、区が実施する必要があります。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 対象の多くは介護保険に係わる事例であり、被保険者が契約によりサービスを利用する際の権利擁護のための仕組みとして、区は保険者として介護保険サービスに関する苦情に対応しています。委員会の検討内容や提言を踏まえ、福祉サービスの苦情対応や質の向上を図るためサービス提供事業者への指導や区民への周知方法などについて検討する必要があります。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 委員会での助言・提言を受け、サービス提供事業者への指導や高齢者福祉サービスの質の向上に努めます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 5 | 介護・高齢者福祉サービスに関する苦情を解決し、質の向上を目的とした委員会組織の設置は必須であり、区民ニーズや要望は見込まれるため、今後も事業を継続していく必要があります。 |
| ② 効果性 | 4 | 委員会では第三者の立場から専門的視点によりサービス提供の問題点や改善点を検討しており、事業者への指導等によるサービスの質の向上につなげる取り組みの充実が必要です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 東京都の「高齢社会対策区市町村包括補助事業補助金」を活用するなど経費負担の削減に努めており、妥当かつ効率的です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | | | | | |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 総合評価 | <input type="radio"/> 拡充 | <input checked="" type="radio"/> 継続 | <input type="radio"/> 改善 | <input type="radio"/> 廃止 | <input type="radio"/> 統合 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|--------------------------|--------------------------|--------------------------|

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

| | |
|---|---|
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載 | サービス向上のために委員会を設置し、第三者委員から専門的な意見を聞ける機会をもつことは今後の介護・高齢者福祉サービスを充実させるためには不可欠であり、今後も引き続き事業を継続する必要があります。事業を継続する中で、一層の苦情解決とサービスの質の向上につながるよう検討し、効果性を高めていきます。 |
|---|---|

No 200

平成29年度 港区事務事業評価シート

| 評価対象 | | | |
|---------|-----------------------------------|------|----------|
| 事務事業名 | 高齢者配食サービス | 開始年度 | 平成 12 年度 |
| 所 属 | 保健福祉支援部高齢者支援課在宅支援係 | | |
| 所 管 課 長 | 保健福祉支援部高齢者支援課長 | | |
| 基 本 政 策 | 6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する | | |
| 政 策 名 | (24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する | | |
| 施 策 名 | ⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実 | | |

| 事業概要 | |
|-------|---|
| 事業の目的 | ひとり暮らし等で食事の調理が困難な高齢者に対し、栄養バランスのとれた食事を調理し居宅に訪問して提供することにより、高齢者の栄養管理や健康維持の一助とし、在宅高齢者の福祉の増進を図ります。 また、食事を配達する際に、高齢者の体調や様子を確認する、いわゆる安否確認をします。 |
| 事業の対象 | 区内在住で食事作りが困難な ①65歳以上でひとり暮らしの人 ②65歳以上の高齢者のみの世帯の人 ③65歳以上の高齢者と障害者のみの世帯の人 *家族と同居であり、日中長い時間ひとりになり、安否確認が必要な人についても対応しています。 |
| 事業の概要 | 【利用者負担】 1食 280～470円 【実施回数】 1週間に7食まで、昼食・夕食を配食します。 【配食事業者】 申請時に4事業者から選ぶことができます。申請後に事業者を変更することができます。事業者を変更した場合は、変更申請から10日以内に新しい事業者のサービスを受けられます。 |
| 根拠法令 | 港区高齢者配食サービス事業実施要綱 |

| 事業の成果 | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|---|----------|-----|--------|---------|-----------|---------|--------|--------|------|----|-----|
| 指 標 | 指標1 | 利用者（年度末） | | | 指標2 | 食数（年間配食数） | | | 指標3 | 当初予定 | 実績 | 達成率 |
| | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | 当初予定 | 実績 | 達成率 | | | | |
| | 平成27年度 | 865 | 823 | 95.1% | 平成27年度 | 177,150 | 180,203 | 101.7% | 平成27年度 | | | |
| | 平成28年度 | 860 | 820 | 95.3% | 平成28年度 | 188,766 | 181,304 | 96.0% | 平成28年度 | | | |
| 平成29年度 | 835 | — | — | 平成29年度 | 193,487 | — | — | 平成29年度 | | — | — | |
| 成果の概要 (指標の説明等) | 多くのひとり暮らしの高齢者等に利用されており、利用者の安否確認や健康維持の一助として福祉の増進を図っています。また、サービスのメニューも増え、利用者にとってより良いサービスの提供を行っています。 | | | | | | | | | | | |

| 事業費の状況(単位：千円) | | | | | | | | | | | |
|---------------|--------|--------|-------|------|----|-----|------|------|--------|--------|------|
| 年度 | 予算状況 | | | | | | | | | 決算状況 | |
| | 当初予算額 | 一般財源 | 国庫支出金 | 都支出金 | 基金 | その他 | 流用 | 補正予算 | 予算現額 | 決算額 | 執行率 |
| 平成27年度 | 87,777 | 87,777 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 87,777 | 78,438 | 89% |
| 平成28年度 | 79,061 | 79,061 | 0 | 0 | 0 | 0 | -578 | 0 | 78,483 | 78,438 | 100% |
| 平成29年度 | 79,192 | 79,192 | 0 | 0 | 0 | 0 | — | — | — | — | — |
| 予算・決算に関する特記事項 | | | | | | | | | | | |

| 事務事業を取り巻く状況等 | |
|--------------------------|---|
| コスト削減の工夫・余地 | 複数業者（4業者）が参入しており、競争を促すことで、費用対効果を高めています。 |
| 区民ニーズや要望（今後の需要見込み） | 可能であれば配達時間を指定したい、より安い料金で利用したい等の要望があります。 |
| 他団体等の取組状況（類似事業の有無） | 大田区、中野区、北区、足立区、江戸川区以外で実施しています。 品川区は、地域商店等で調理したもの、世田谷区は、社会福祉法人のデイ・ホームで調理した夕食を届けています。 その他の区は、事業者数は異なりますが、民間事業者に委託して実施しています（平成28年度調査結果から）。 |
| 区関与の必要性（実施する必要性） | 安否確認を事業目的の一つとしており、高齢者のセーフティネットワークを構成する必要な事業であり、区が実施することは必要です。 |
| 前年度の最終評価及び付帯意見 | 継続 |
| 事業の課題 | 食数の実績が増加しているため今後も4事業者で実施可能か検討の余地があります。（現在、各事業者に聞き取ったところ、対応可能な範囲です。） 安否確認については、各事業者に徹底するよう周知していますが、迅速かつ統一した対応を図るため、マニュアルを作成し、各事業者、関係機関と共有しています。 さらに、食中毒などの事故がないよう、各事業者には安全管理に関する対応マニュアルの更新及び遵守をはじめ細心の注意を払うよう随時指導しています。 |
| 次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等） | 高齢者の食の改善、安否確認など、孤立しがちな高齢者に対して、支援に繋ぐ有効な事業として、安全安心を第一に、安全管理に関する対応マニュアルの順守に努めます。 |

| 一次評価（所管課による自己評価） | | |
|------------------|-----|---|
| 項目 | 評価※ | 評価の理由・コメント |
| ① 必要性 | 4 | 高齢者のニーズが高く、今後も高齢者数の増加が見込まれます。高齢者の栄養保持や、生活リズムを含めた健康維持に加えて、配達時の声かけによる見守りの効果も高いため、事業継続が必要です。 |
| ② 効果性 | 4 | 利用者負担が半額なため、利用しやすいこと、また、安否確認が行えるため、高齢者福祉サービスとして有効です。 |
| ③ 効率性 | 4 | 民間事業者を活用した高齢者配食サービスは、民間活力の有効活用の面から効果的な手段です。 |

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

| | |
|-------------------------|--|
| 総合評価 | ○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合 |
| 所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） | <p>配食サービスは、ひとり暮らし等で調理が困難な高齢者の栄養管理や健康維持に役立っており、高齢者福祉の観点、社会情勢等からも必要性の高い事業です。 また、ふれあい相談員の訪問活動などを通じて、ひとり暮らし高齢者等の安否確認を事業の目的の一つとしていることについても周知していきます。</p> <p>※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載</p> |

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。
・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。
・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。